

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月20日
【事業年度】	第15期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	日本風力開発株式会社
【英訳名】	Japan Wind Development Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚脇 正幸
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目1番15号
【電話番号】	03(3519)7250(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 小田 耕太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目1番15号
【電話番号】	03(3519)7250(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 小田 耕太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	5,112,898	5,246,797	5,986,994	6,283,451	8,207,858
経常利益又は経常損失 (千円)	2,406,956	3,626,702	2,538,031	1,299,034	545,700
当期純利益又は当期純損失 (千円)	2,394,741	5,696,288	5,506,353	3,862,070	373,629
包括利益 (千円)	-	6,664,142	5,692,560	4,210,428	751,145
純資産額 (千円)	20,059,285	13,512,366	7,850,275	12,049,649	12,746,111
総資産額 (千円)	101,001,407	83,969,671	73,837,447	60,714,701	53,671,909
1株当たり純資産額 (円)	111,688.84	69,303.63	32,229.60	600.48	639.35
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	17,763.96	37,951.22	36,638.92	256.77	24.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	256.75	-
自己資本比率 (%)	16.6	12.4	6.6	14.9	18.0
自己資本利益率 (%)	15.68	41.94	72.23	55.66	4.00
株価収益率 (倍)	-	-	-	4.6	27.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,228,224	1,920,225	1,978,491	897,114	2,975,201
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	12,558,848	2,647,684	2,529,963	4,207,924	196,332
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	13,092,190	4,864,836	906,065	4,446,515	4,135,627
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,144,931	2,842,053	3,195,582	3,856,523	2,503,877
従業員数 (人)	133	130	126	127	140

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第11期、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 第11期、第12期及び第13期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 過去の開示書類の点検を行った結果、第12期のその他の包括利益の計上額に誤謬があったことが判明したため、過年度決算の訂正を行い、平成24年5月14日に有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。このため、第12期の包括利益については、当該訂正を反映した後の数値を記載しております。

5. 過年度決算の訂正により第10期の売上を取り消したことに伴って、平成25年4月19日に第10期に係る有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。また、この訂正に伴い、第11期、第12期及び第13期の決算の訂正も行い、平成25年5月15日に有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。これらの訂正を反映した後の数値を記載しております。
6. 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	2,059,519	1,250,457	765,885	605,873	3,432,810
経常利益又は経常損失 (千円)	1,113,719	1,871,205	3,245,681	411,913	996,638
当期純利益又は当期純損失 (千円)	1,071,099	5,672,379	4,722,614	3,225,942	862,144
資本金 (千円)	9,866,185	9,866,185	9,905,158	9,917,438	9,931,705
発行済株式総数 (株)	150,095	150,095	150,305	15,044,500	15,074,500
純資産額 (千円)	20,202,563	14,442,961	9,638,008	12,830,538	13,688,139
総資産額 (千円)	58,292,442	39,403,000	33,692,905	33,190,153	44,016,150
1株当たり純資産額 (円)	133,033.21	93,979.18	62,167.87	836.35	891.37
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	7,945.31	37,791.93	31,423.97	214.48	57.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	214.46	-
自己資本比率 (%)	34.2	35.8	27.7	37.9	30.5
自己資本利益率 (%)	6.02	33.30	40.28	26.67	6.63
株価収益率 (倍)	-	-	-	5.47	11.96
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	56	50	45	42	54

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第11期、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 第11期、第12期及び第13期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 過年度決算の訂正により第10期の売上を取り消したことに伴って、平成25年4月19日に第10期に係る有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。また、この訂正に伴い、第11期、第12期及び第13期の決算の訂正も行い、平成25年5月15日に有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。これらの訂正を反映した後の数値を記載しております。
- 第11期、第12期、第13期及び第14期の配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。第15期の配当性向については、配当を実施しないため記載しておりません。
- 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。発行済株式総数、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

## 2【沿革】

平成11年7月	東京都港区西新橋において、風力発電所の開発及び風力発電による売電事業を展開することを目的として設立
平成12年9月	JWD Europe Ltd. (現・連結子会社EOS Energy Limited.)、JWD Rees Windpark GmbH (現・連結子会社)設立
平成12年10月	本社を、東京都港区西新橋1丁目6番14号に移転
平成12年12月	東北地区での風力発電所開発を行うため青森営業所開設
平成12年12月	銚子屏風ヶ浦風力開発株式会社設立(現・連結子会社)
平成13年2月	JWD Rees Windpark GmbH(現・連結子会社)において、売電事業開始
平成13年6月	JWD Till-Moyland Windpark GmbH(現・連結子会社)設立及び売電事業開始
平成13年7月	千葉県内での風力発電所開発を行うため、千葉営業所開設
平成13年8月	六ヶ所村風力開発株式会社設立
平成13年9月	銚子屏風ヶ浦風力開発株式会社の第1号風力発電所完成、売電事業開始
平成13年9月	風力発電所の保守管理運営会社として、イオスサービス株式会社設立(現・連結子会社イオスエンジニアリング&サービス株式会社)
平成13年11月	青森県上北郡六ヶ所村に六ヶ所村事業所を開設
平成14年4月	北九州響灘地区での風力発電所の運営を目的とした株式会社エヌエスウインドパワーひびきへ出資
平成14年9月	九州地区での風力発電所開発を行うため、九州営業所開設
平成14年9月	銚子風力開発株式会社設立
平成14年9月	銚子小浜風力開発株式会社設立
平成15年1月	渥美風力開発株式会社設立
平成15年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成15年7月	肥前風力発電株式会社設立
平成15年9月	株式会社MJウインドパワー市原設立(現・連結子会社)
平成15年9月	二又風力開発株式会社設立(現・連結子会社)
平成15年10月	本社を東京都港区新橋2丁目5番5号に移転
平成16年3月	館山風力開発株式会社設立
平成16年5月	三浦ウインドパーク株式会社設立
平成16年6月	大山ウインドファーム株式会社設立
平成16年8月	鴨川風力開発株式会社設立(現・連結子会社南房総風力開発株式会社)
平成16年10月	MITOS Windpark GmbH設立(現・連結子会社)
平成17年7月	木更津風力開発株式会社設立(現・連結子会社イオスエナジーマネジメント株式会社)
平成17年7月	琴浦ウインドファーム株式会社設立
平成17年7月	珠洲風力開発株式会社設立
平成18年8月	平生風力開発株式会社設立
平成19年2月	由良風力開発株式会社設立
平成19年5月	江差風力開発株式会社設立
平成20年1月	琴浦ウインドファーム株式会社を吸収合併し、琴浦営業所を開設
平成20年3月	経済産業省へ「特定規模電気事業開始届出書」を提出
平成20年4月	銚子屏風ヶ浦風力開発株式会社が銚子小浜風力開発株式会社を吸収合併
平成20年5月	青森県上北郡六ヶ所村において、蓄電池併設型大規模風力発電所の試運転を開始
平成20年6月	静岡県掛川市に掛川事業所を開設
平成20年9月	胎内風力開発株式会社設立(現・連結子会社)
平成21年1月	株式会社えりも風力発電研究所の株式を取得し子会社化、商号をえりも風力開発株式会社に変更
平成21年4月	鴨川風力開発株式会社が館山風力開発株式会社を吸収合併し、商号を南房総風力開発株式会社に変更

平成21年 6月 銭函風力開発株式会社設立（現・連結子会社）  
平成21年 6月 木更津風力会社株式会社の商号をイオスエナジーマネジメント株式会社に変更（現・連結子会社）  
平成21年 6月 イオスエナジーマネジメント株式会社が株式会社ハネリユーコーポレーションより電力管理システム事業を譲受け  
平成21年10月 イオスサービス株式会社の商号をイオスエンジニアリング&サービス株式会社（現・連結子会社）に変更  
平成21年11月 松前風力開発株式会社設立（現・連結子会社）  
平成21年11月 吹越台地風力開発株式会社設立（現・持分法適用関連会社）  
平成22年 2月 EOS Energy Singapore Pte. Ltd.設立  
平成22年 9月 株式会社エヌエスウィンドパワーひびきの株式を新日鐵エンジニアリング株式会社に譲渡  
平成23年 5月 本社を東京都港区西新橋1丁目1番15号(現在地)に移転  
平成23年 6月 由良風力開発株式会社の株式を株式会社ガスアンドパワーに譲渡  
平成23年10月 東北地方における風力発電所の開発を強化するため東北本社開設  
平成24年 2月 掛川風力開発株式会社設立（現・連結子会社）  
平成24年 8月 江差風力開発株式会社の株式を株式会社ユーラスエナジーホールディングスに譲渡  
平成24年10月 銚子風力開発株式会社の株式の90%を株式会社関電工に譲渡  
平成24年11月 肥前風力発電株式会社及び平生風力開発株式会社の株式を株式会社ガスアンドパワーに譲渡  
平成25年 4月 北海道爾志郡乙部町に乙部事務所を開設  
平成25年10月 秋田県秋田市に秋田事務所を開設  
平成25年10月 長崎県佐世保市に九州事務所を開設  
平成25年10月 東京証券取引所における所属業種が「卸売業」から「電気・ガス業」に変更  
平成25年11月 風力開発株式会社設立（現・連結子会社）  
平成25年12月 六ヶ所村風力開発株式会社、渥美風力開発株式会社、三浦ウィンドパーク株式会社、大山ウィンドファーム株式会社、珠洲風力開発株式会社、えりも風力開発株式会社の計6社を吸収合併  
平成26年 2月 八峰風力開発株式会社を孫会社化（現・連結子会社）

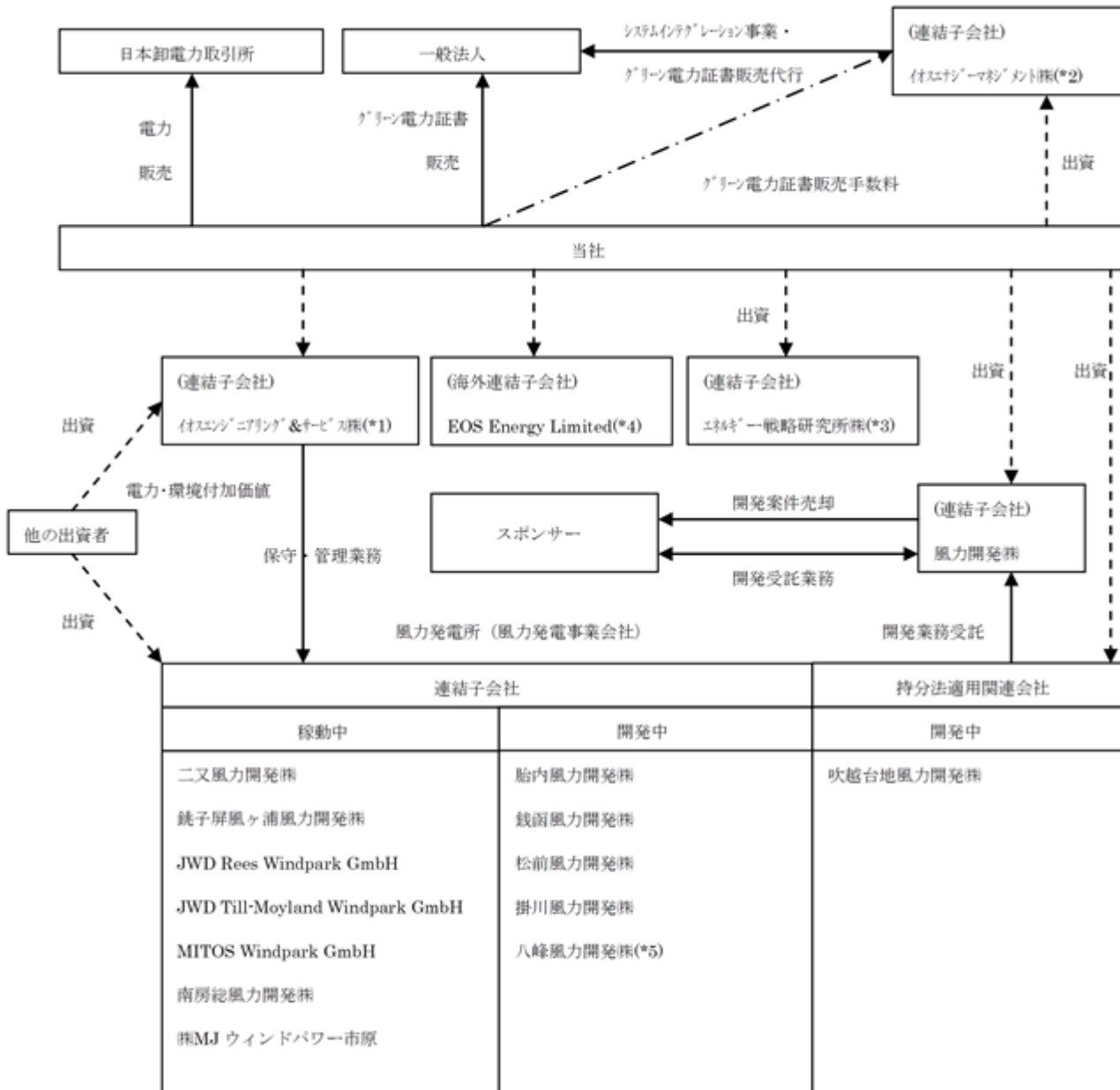
### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（日本風力開発株式会社）及び連結子会社17社及び関連会社2社により形成されております。

再生可能エネルギー関連事業として、本邦においては、二又風力開発(株)、銚子屏風ヶ浦風力開発(株)、(株)MJウィンドパワー市原、南房総風力開発(株)ならびに日本風力開発(株)の計5社、海外においてはJWD Rees Windpark GmbH、JWD Till-Moyland Windpark GmbHならびにMITOS Windpark GmbHの計3社、合計8社による売電事業を中心として、イオスエンジニアリング&サービス(株)による国内の風力発電所の保守・管理業務、イオスエナジーマネジメント(株)における太陽光発電所監視システム、オートデマンドコントロールシステム等の販売業務等を行なっております。

また、当社において既設の発電所の運営管理業務を行い、風力開発(株)において新たな風力発電所の開発を行ってまいります。

[事業系統図]



上記の他に持分法を適用していない関連会社である(株)アイピーピーがあります。同社は再生可能エネルギー発電のコンサルティングを主な業務とする会社であります。

- \* 1 イオスエンジニアリング&サービス(株)は、国内の風力発電所の保守・管理業務の受託を目的とした会社であります。
- \* 2 イオスエナジーマネジメント(株)は、電力・エネルギーネットワークのシステムインテグレーション事業の推進を目的とした会社であり、現在は太陽光発電所監視システム、オートデマンドコントロールシステム等の販売業務等を行っております。
- \* 3 エネルギー戦略研究所(株)は、急激かつ国際的なレベルで変化する環境、エネルギー分野において、中長期的戦略、新規事業分野の調査、M&Aの調査、検討などを行う会社であります。
- \* 4 EOS Energy Limitedは、現在清算手続き中です。
- \* 5 八峰風力開発(株)は、風力開発(株)が発行済株式の90%を所有する当社の孫会社になります。
- \* 6 連結子会社でありました六ヶ所村風力開発株式会社、渥美風力開発株式会社、三浦ウィンドパーク株式会社、大山ウィンドファーム株式会社、珠洲風力開発株式会社、えりも風力開発株式会社は、平成25年12月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しました。

当社が開発する風力発電所について

当社が運営又は出資している営業運転中の風力発電所は、下記のとおりであります。

事業会社名	所在地	設備	発電容量	運転開始時期
JWD Rees Windpark GmbH	ドイツ ザルツベルゲン市	1,500kW機 1基	1,500kW	平成13年6月
JWD Till-Moyland Windpark GmbH	ドイツ ザルツベルゲン市	2,500kW機 1基	2,500kW	平成13年6月
MITOS Windpark GmbH	ドイツ ザルツベルゲン市	1,500kW機 2基	3,000kW	平成16年12月
銚子屏風ヶ浦風力開発(株) (銚子屏風ヶ浦・銚子小浜風力発電所)	千葉県銚子市	1,500kW機 2基	3,000kW	平成13年9月
日本風力開発(株) (六ヶ所村風力発電所)	青森県上北郡 六ヶ所村	1,500kW機 20基	30,000kW	平成15年12月
日本風力開発(株) (宮川公園風力発電所)	神奈川県三浦市	400kW機 2基	800kW	平成9年5月 (平成16年6月 当社買収)
(株)MJウィンドパワー市原 (市原発電所)	千葉県市原市	1,500kW機 1基	1,500kW	平成16年3月
南房総風力開発(株) (館山風力発電所)	千葉県館山市	1,500kW機 1基	1,500kW	平成16年10月
日本風力開発(株) (六ヶ所村風力第2発電所)	青森県上北郡 六ヶ所村	1,425kW機 2基	2,850kW	平成16年11月
日本風力開発(株) (大山風力発電所)	鳥取県西伯郡 大山町	1,500kW機 6基	9,000kW	平成17年11月
日本風力開発(株) (渥美風力発電所)	愛知県田原市	1,500kW機 7基	10,500kW	平成18年12月
日本風力開発(株) (名和風力発電所)	鳥取県西伯郡 名和町	1,500kW機 3基	4,500kW	平成19年3月
日本風力開発(株) (中山風力発電所)	鳥取県西伯郡 大山町	1,500kW機 5基	7,500kW	平成19年3月
日本風力開発(株) (東伯風力発電所)	鳥取県東伯郡 琴浦町	1,500kW機 13基	19,500kW	平成19年3月
南房総風力開発(株) (鴨川風力発電所)	千葉県鴨川市	1,500kW機 1基	1,500kW	平成19年4月



事業会社名	所在地	設備	発電容量	運転開始時期
日本風力開発(株) ( 珠洲第1風力発電所 )	石川県珠洲市	1,500kW機10基	15,000kW	平成19年5月
日本風力開発(株) ( 珠洲第2風力発電所 )	石川県珠洲市	1,500kW機10基	15,000kW	平成20年3月
日本風力開発(株) ( えりも風力発電所 )	北海道幌泉郡 えりも町	400kW機2基	800kW	平成17年4月 (平成21年1月 当社買収)
二又風力開発(株) ( 六ヶ所村二又風力発電所 )	青森県上北郡 六ヶ所村	1,500kW機34基	51,000kW	平成20年5月
日本風力開発(株) ( 珠洲第2風力発電所 )	石川県珠洲市	1,500kW機10基	15,000kW	平成20年11月

なお、現在建設を進めている風力発電所は、ございません。

## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
銚子屏風ヶ浦風力開発(株)	千葉県銚子市	63	風力発電による 売電事業	71.8	役員の兼任あり。 資金援助あり。 資金借入あり。
イオスエンジニアリング& サービス(株) (注)5	東京都港区	90	風力発電所の保 守、運営管理事 業	51.0	当社グループ開発風力発 電所の保守、管理会社。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
(株)M J ウィンドパワー 市原	東京都港区	75	風力発電による 売電事業	61.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
二又風力開発(株) (注)2.5	青森県上北郡 六ヶ所村	3,800	風力発電による 売電事業	59.9	役員の兼任あり。 資金援助あり。
南房総風力開発(株)	千葉県鴨川市	10	風力発電による 売電事業	68.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
イオスエナジーマネジメン ト(株)	東京都港区	10	電力管理システ ム事業、環境付 加価値の販売	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
胎内風力開発(株)	東京都港区	10	風力発電による 売電事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
エネルギー戦略研究所(株)	東京都港区	50	環境、エネル ギー分野におけ る中長期戦略、 新規事業分野の 調査、M&A 調 査、検討	100.0	役員の兼任あり。
銭函風力開発(株)	東京都港区	10	風力発電による 売電事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
松前風力開発(株) (注)6	東京都港区	10	風力発電による 売電事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
掛川風力開発(株)	東京都港区	10	風力発電による 売電事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
風力開発(株)	東京都港区	150	風力発電による 売電事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
八峰風力開発(株) (注)3.4	東京都港区	0.5	風力発電による 売電事業	90.0 (90.0)	役員の兼任あり。
EOS Energy Limited	イギリス ルー トン市	千ユーロ 525	風力発電事業会 社への投資事業	100.0	役員の兼任あり。 資金借入あり。
JWD Rees Windpark GmbH (注)1	ドイツ ザルツ ベルゲン市	千ユーロ 525	風力発電による 売電事業	50.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
JWD Till-Moyland Windpark GmbH (注)1	ドイツ ザルツ ベルゲン市	千ユーロ 536	風力発電による 売電事業	50.0	役員の兼任あり。
MITOS Windpark GmbH	ドイツ ザルツ ベルゲン市	千ユーロ 650	風力発電による 売電事業	100.0	役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社)					
吹越台地風力開発(株)	東京都千代田区	505	風力発電による 売電事業	40.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。 商品の仕入。

(注) 1. 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため連結子会社としております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 八峰風力開発(株)は、風力開発(株)が発行済株式の90%を所有する当社の孫会社になります。

4. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

5. 二又風力開発(株)及びイオスエンジニアリング&サービス(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合がそれぞれ10%を超えております。

名称	主要な損益情報等				
	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	当期純利益 (千円)	純資産額 (千円)	総資産額 (千円)
イオスエンジニアリング&サービス株	2,336,710	312,530	156,597	454,205	1,163,343
二又風力開発株	1,987,173	125,792	144,405	6,600,939	15,944,301

6. 松前風力開発株は重要な債務超過の状況にあり、債務超過の額は平成26年3月末時点で1,147,314千円となっております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

区分	従業員数(人)
再生可能エネルギー関連事業	140

(注) 当社グループの事業セグメントは再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

### (2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
54	42才 8ヶ月	5年 0ヶ月	7,004,110

(注) 当社グループの事業セグメントは再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策等により円安・株高が進み、総じて景気は緩やかな回復基調で推移しております。

風力発電業界においては、導入促進のための補助金制度が見直しとなって以降、空白の3年間となっておりますが、念願でありました「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が制定され、平成24年7月1日より固定価格買取制度（以下、「本制度」という）がスタートしております。当社グループではすべての発電所について、本制度に基づく経済産業省の設備認定及び電力会社との契約切替が完了しております。

本制度により風力発電事業を取り巻く経営環境は、大きく変化しておりますが、本制度導入に至るまでの間、風力発電の導入促進のための補助金制度の縮小・廃止が進む一方、補助金制度の代替となるべき本制度の導入が、長らく法案審議の過程にあった為、国内における新規の風力発電所建設計画は、長期間ストップしている状況が続いてまいりました。こうした風力発電を取り巻く環境の急激な悪化によって当社は資金繰りの悪化、借入金の返済不履行という状況を余儀なくされました。

かかる状況下、資金繰りの安定化や有利子負債圧縮による財務体質の改善を目的として、当連結会計年度において、連結子会社でありました六ヶ所村風力開発株式会社、渥美風力開発株式会社、三浦ウィンドパーク株式会社、大山ウィンドファーム株式会社、珠洲風力開発株式会社、えりも風力開発株式会社について当社を存続会社とする吸収合併を行うとともに、胎内風力開発株式会社から新設分割により設立された胎内ウィンドファーム株式会社については、その全株式を譲渡いたしました。また、工事が中断していた吹越台地風力開発株式会社については、吹越台地風力開発株式会社による前田建設工業株式会社を割当先とする第三者割当増資を行い、前田建設工業株式会社との共同事業化を果たし、蓄電池併設型風力発電所としての早期稼働を目指し、現在建設工事を再開しております。

また、平成26年5月9日付の「借入金の返済期限延長に関する金融機関との同意のお知らせ」で公表しておりますとおり、当社グループは、平成27年1月末日に返済期限を迎える借入金について、平成27年4月末日までの返済期限の延長を行うことについて取引金融機関11社よりご同意頂いております。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高8,207百万円（前年同期比30.6%の増加）、営業利益1,266百万円（前年同期は726百万円の営業損失）、経常利益545百万円（前年同期は1,299百万円の経常損失）、当期純利益373百万円（前年同期比90.3%の減少）となりました。

#### (2)キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースでの現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ1,352百万円減少し、2,503百万円となりました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は2,975百万円（前年同期は897百万円の獲得）となりました。主な増加要因として、税金等調整前当期純利益800百万円、減価償却費2,596百万円等によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は196百万円（前年同期は4,207百万円の獲得）となりました。主な増加要因は、貸付金の回収による収入851百万円であり、主な減少要因は有形固定資産の取得による支出1,013百万円によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は4,135百万円（前年同期は4,446百万円の使用）となりました。主な減少要因は、長期借入金の返済による支出3,312百万円、短期借入金の純減額832百万円であります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは単一セグメントに該当いたしますので、セグメント別の記載を省略しております。

### (1) 商品仕入実績

当連結会計年度の仕入実績は、次のとおりであります。

区分	第15期連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
再生可能エネルギー関連事業	3,895,848	356.8
合計	3,895,848	356.8

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。  
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

区分	第15期連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
再生可能エネルギー関連事業	8,207,858	30.6
合計	8,207,858	30.6

- (注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	第14期連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第15期連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
東北電力(株)	1,630,120	25.9	2,133,705	26.0
北陸電力(株)	838,618	13.3	1,272,164	15.5
出光グリーンパワー(株)	446,035	7.1	955,383	11.6
中国電力(株)	711,158	11.3	886,524	10.8

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

風力発電事業にあたっては、最適な立地の確保が最も重要な事項であり、これを推進することが当社グループの当面注力すべき課題であります。よって、今後も更なる優秀な人材の確保、全国各地において同時並行して適地の開発を行うための国内拠点の整備、拡充が必要であると判断しております。

特に人材の確保については、全国各地に同時並行し大規模風力発電所の開発、建設を行うためのプロジェクト開発を円滑に行うプロジェクトマネジメント業務を行う人材の確保、育成を行っていく所存であります。

当社グループ全体で、当連結会計年度末において195,950kWの風力発電設備を保有しております。今後も従来以上に積極的な風力発電所の開発を行ってまいります。特に、既に運転開始している発電所の保守・管理における高度な専門知識を持つ人材の確保、育成ならびに新規稼働発電所への運転保守・運営管理のノウハウの水平展開も非常に重要であると判断しております。

スマートグリッドシステム事業のシステム販売につきましても、国内外の各国で必要とされている電力需給面の課題の把握、各国政府や地域電力会社との折衝、システム導入に至るまでのプロジェクトマネジメントが必要となります。特に人材面において、これらの技術を有する人材の確保、育成が当社の中核的な事業への発展のために、非常に重要であると判断しております。

#### 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社に関する投資判断は、本項及び本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

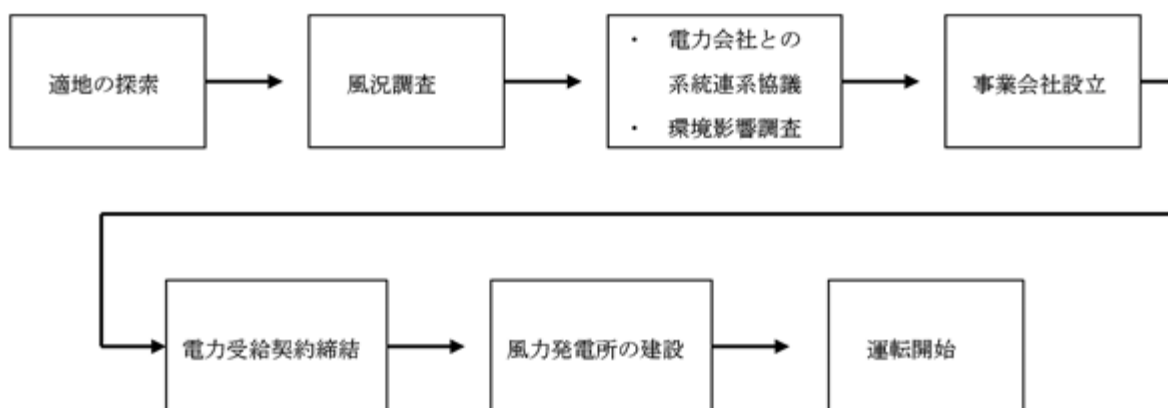
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループの事業に係るリスクについて

##### (i) 風力発電事業に伴うリスクについて

###### (a) 風力発電所開発の流れ

風力発電所開発業務の全体の流れを図示すると、下記ようになります。



###### (適地の探索)

風力発電所の開発に当たっては、最適な立地の確保が最も重要であります。立地条件は、風況が良好なことに加え、系統連系が可能であること、風力発電機の搬入が可能であること、建設工事が可能であること、環境に影響がないこと、地元関係者の賛同と協力を得ることができることという要件を満たす必要があります。

当社グループでは、潜在的に開発可能な地域は国内に多数あると判断しておりますが、風況のみが良好でも、前述のその他の総ての要素を満たさない地域では風力発電所を開発できません。前述の要件を満たす立地が計画どおりに確保できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

立地確保の後、法的制約がある場合にはそれをクリアすることが条件となります。また、例えば騒音・低周波音といった問題について地方自治体の条例遵守のほか、事前に地元関係者の賛同を得られるよう最大限の努力をしております。しかしながら関係者が多く、また開発期間が長期に及ぶことから、建設工事に着工した段階で障害となる事項が発生あるいは発見される可能性があります。例えば、突発的に地元関係者からの建設反対運動が発生したり、事前に十分な調査をしたにも拘わらず、対象エリアの中に猛禽類や希少生物の営巣地・生息地が存在することが明らかになった場合、開発を中止することを余儀なくされる可能性があります。

当社グループが開発する風力発電所において、開発阻害要因が発生あるいは発見されたことにより開発を中止しなければならない場合には、当社グループにとってその時までに行先投資した費用が回収不能となり、さらに事業からの期待利益の逸失等の影響が発生する可能性があります。



### （事業化判断）

当社グループは事業開始前に、採算性判断を行ったうえで事業開始の判断をいたしますが、その際の判断材料として主な内容は、風況予測データ、電力会社への売電条件、風力発電所建設コスト、運転開始後の運営コスト試算等です。また、風況については、不安定要素を含んだ気象現象ですので、予想どおりに風が吹かないこともあり得ます。予想どおりに風が吹かない場合には、売電収入が低下するために、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

固定価格買取制度の買取条件については、一度適用された買取価格は、契約期間中に変更されることはありませんが、新規の設備に適用される買取価格は、調達価格等算定委員会にて買取価格等について検討がなされ年度ごとに見直しが行われます。その買取価格の変更に伴い、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

建設については、建設工事全体の予算管理や期日管理（所謂、プロジェクトマネジメント）を行い、実際の建設工事そのものは行いません。総合元請契約を締結した建設会社が建設工事を一括して請負い、完成までの責任を負います。

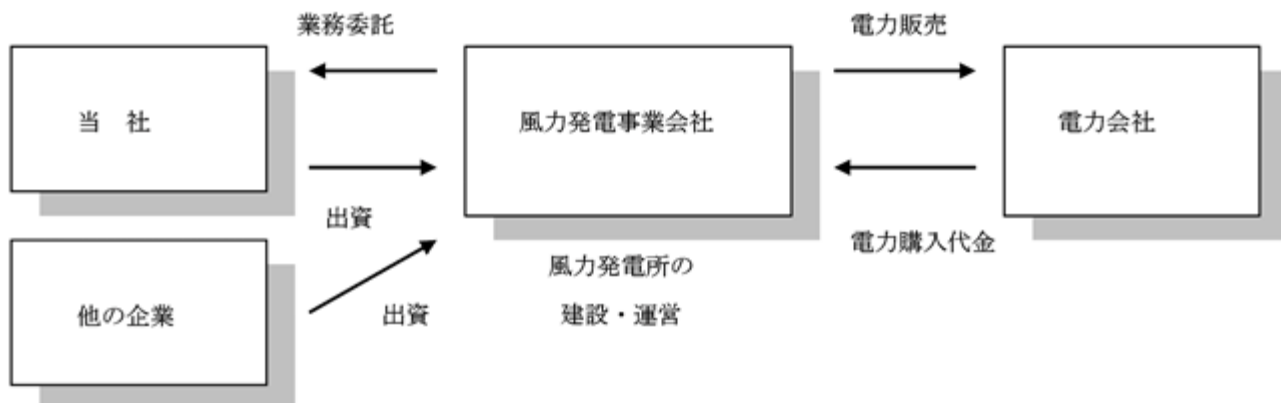
これまでの実績として、風力発電事業の事業化決定から発電開始までに要する期間は、通常のケースで概ね2年～4年程度でしたが、平成23年11月の環境影響評価法の改正により、環境アセスメント対象事業として風力発電所設置の工事業等が追加されたことから、その環境アセスメントの対応だけで3年～4年程度を要することになりました。この為、今後の風力発電所開発が長期化する可能性があります。また、将来建設資材が高騰した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす場合があります。

### （事業会社設立）

風力発電所を建設・運営する事業会社の設立については、当社の単独出資と他の企業等からの出資受け入れを比較してどちらが有利かを事業毎に判断いたします。

当社が主導的に推進していく事業では、事業会社設立後に、事業会社と業務委託契約を取り交わして、事業会社に代わって風力発電所の建設・管理に必要な業務を行います。

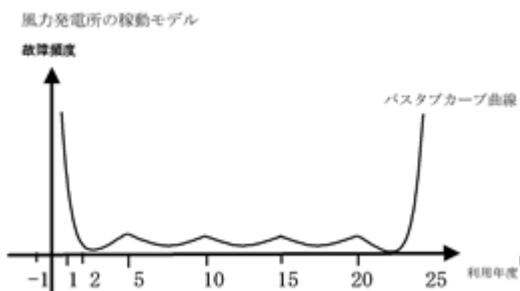
風力発電事業会社と、当社グループ、他の出資者、電力会社の関係は下記のようになります。



また、当社グループが想定した出資パートナーから当初の予定どおりの出資が受けられなかった場合、出資比率の見直し、新たな出資パートナーの選定等により風力発電所の完成時期及び運転開始時期が遅延する可能性があります。

(b) 風力発電所の運営  
 (設備の特徴)

風力発電所の設備は巨大なものであり、システム全体としての出荷前検査はなされず、発電設備の完成後、種々の不具合を抽出し改良、修理を行い、通常運転へと移行します。その設備の設計寿命は20年であり(ドイツ、デンマークでの法定償却年数も20年)、寿命近くになると再び故障などが多くなると考えられます。故障頻度を図示すると以下のようなバスタブカーブ曲線になります。



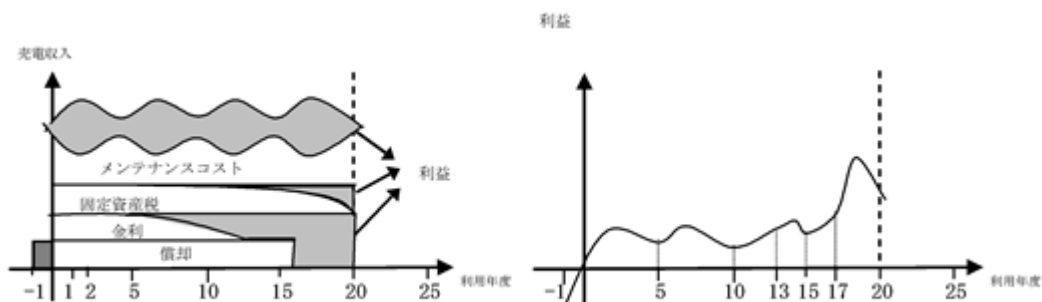
当社グループが主として使用しているGEウィンドエネルギー社製風力発電機は、数多くの納入実績を誇り、長期間の安定的使用に耐える風力発電機であると判断しております。また当社グループが使用を開始いたしました(株)日本製鋼所製風力発電機につきましても同様に長期間の安定的使用に耐える風力発電機であると判断しております。但し機械的故障が発生して、一定期間発電ができなくなる事態は発生し得ます。落雷・地震などの被害についてもメーカー側で対策は講じておりますが、予想の範囲を超えた場合、風力発電機及び発電所周辺地域に被害が生じる可能性があります。

当社グループとしては、損害保険(具体的には、機械・火災保険、第三者に対する賠償責任保険、事故による逸失利益に対する利益保険)により不測の事態への対応を講じておりますが、風力発電機が甚大な被害を受ける事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(収益構造)

風力発電所の売上げは、風況が一定であると仮定すれば風車の故障頻度と反比例することになり事業期間で考えると、逆バスタブカーブ曲線となります。一方で減価償却費(17年定額)、固定資産税(17年で逓減)、借入金利(10年~15年返済)、メンテナンスコストが主たる費用として計上されます。

減価償却費、固定資産税、借入金利等につきましては、事業開始時に将来コストの見通しを大方予測することが可能ですが、メンテナンスコストにつきましては、メンテナンス機会の増加や人件費の高騰などで変動する可能性があります。メンテナンスコストが急増するような事態が発生する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



(c) 蓄電池併設型風力発電所の運営

蓄電池併設型風力発電所は、系統連系問題を克服し安定した電力供給が可能となる為、電力会社に売電する他、卸電力取引所への販売等も可能となり、売電先の選択肢が増える事となります。また制御技術により売電するタイミングもコントロールできる為、高い値段がつく平日の昼間を中心とする売電が可能となります。

一方で、蓄電池は日本碍子(株)製のNAS電池を使用しておりますが、平成23年9月に他社にて使用しているNAS電池の火災事故が発生しております。当社グループで保有するNAS電池についてはメーカーによる安全強化対策を実施済みですが、NAS電池の事故が発生した場合は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

( ) スマートグリッドシステム事業に伴うリスクについて

当社グループは青森県の六ヶ所村二又風力発電所で開発に成功した蓄電池制御技術をシステム化し、主に海外向けにシステム販売を行います。

スマートグリッドシステム事業の契約は、比較的金額が大きくなるケースが多くなることや公共インフラとしての導入背景から入札手続きを経る場合があります。検収までに時間を要する場合、当社グループの計画している事業年度の売上計上とはならず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また現地の企業向けに販売する場合には、システム導入代金の回収リスクを伴います。

なお、スマートグリッドシステム事業において、現状では日本碍子(株)製のNAS電池が中核の製品となります。NAS電池は日本碍子(株)以外の供給者がいないため、同社の生産能力の範囲内でのシステム受注となります。工場での事故等が発生し、計画通りの生産量とならなかった場合またはNAS電池自体の火災事故等が発生した場合は、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

また今後、日本碍子(株)からのNAS電池の調達ができない状況となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

スマートグリッドシステム事業においては、システム納入後の運転及びメンテナンスの請負を要請される場合があります。運転及びメンテナンスを請け負う場合、10～15年の長期での請負契約となることが主流です。請負期間中に不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

経営成績の変動等について

(i) 売上・収益の計上時期について

風力発電事業については、風力発電所の開発、風力発電所への投資と運営に伴って得られる収益は長期的に着実に拡大していくものと予想しております。また売電事業においては、売電売上は風況の変動による発電量の変化により、変動する可能性があります。

またスマートグリッドシステム事業については、1件あたりの契約金額が比較的多額となるため、契約時期・引渡し時期のズレ・検収時期のズレによって、当社グループの業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。またその契約形態・事業形態によっては、売上・収益計上のタイミングが異なる場合もあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

( ) 業績の季節変動要因について

風力発電事業については、風況により発電量が変動いたします。連結会計年度においては、強風期となる下半期に売電売上が集中する傾向にあることから、上半期と下半期の業績に季節の変動があります。

またスマートグリッドシステム事業においては、1件あたりの契約金額が比較的多額となるため、売上・収益計上のタイミングによっては連結会計年度の上半期と下半期に大きな変動を生ずる可能性があります。

最近2連結会計年度における当社連結の四半期別の売上高及び営業利益の推移は下表の通りであります。

	第14期(平成25年3月期)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
売上高(千円)	1,180,268	657,309	1,745,885	2,699,988	6,283,451
構成比(%)	18.8	10.5	27.8	42.9	100.0
営業利益又は 営業損失( ) (千円)	594,112	1,049,702	58,936	858,184	726,694

	第15期(平成26年3月期)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
売上高(千円)	1,558,339	1,143,031	2,730,177	2,776,309	8,207,858
構成比(%)	19.0	13.9	33.3	33.8	100.0
営業利益又は 営業損失( ) (千円)	76,979	567,688	962,801	948,435	1,266,568

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

#### 事業会社への出資方針及び出資に伴うリスクについて

風力発電所を建設・運営する事業会社は、原則、当社単独で出資してまいりましたが、事業機会の拡大や早期事業化を目的として他の企業等からの出資を受け入れることが有利であると判断される場合には、風力発電所の運転を開始するまでに、他の企業等からの出資を受け入れることもあります。現在当社単独出資の事業会社も、今後、他の企業等からの出資を受け入れることがあります。

また当社グループは、今後の事業基盤の拡充や海外展開を目的として、当社独自もしくは現地資本との共同等による現地法人の設立、合併事業のための出資、取引関係をより強固なものとするために株式保有など、投資を行っていく方針であります。

当社単独出資の場合には、事業会社の利益から事業継続に必要な資金を留保した残りの余剰利益の全額を、当社が配当として受け取ることができますが、他の企業等から出資を受け入れた場合には、当社の配当収入が減少する可能性があります。また、子会社の設立や取得、合併事業への投資について十分な事前調査を実施したにも拘わらず、当初期待した通りの成果が上がらず、出資の減損処理（投資有価証券の減損処理等）が必要となる可能性があります。そのほか、既に投資している事業会社に対して、将来、増資や貸付等の信用供与を行う必要が生じ、資金負担が当初の投資額を上回る可能性があります。この場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 海外事業展開におけるリスクについて

##### (i) カントリーリスクについて

当社グループは風力発電事業をドイツで行っているほか、スマートグリッドシステム事業については主に海外での展開を行っており、また風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの開発に当たっても、今後新たに海外で展開する可能性があります。

海外での事業展開にあたっては、事業展開する当該国での政策・法規制の変更、政治・社会・経済不安等のカントリーリスクが顕在化した場合には、事業展開が計画通りに進捗しないほか、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ( ) 為替リスクについて

当社グループは日本国内の風力発電事業において外国製の風車メンテナンス部品を購入する場合があります。また、スマートグリッドシステム事業においては海外向けのシステム販売が中心となること、加えて取引金額が比較的大きくなることから、外貨建て取引が膨らむことが見込まれております。為替相場の動向によっては、外貨建て取引の収益や海外の連結子会社の収益、財務諸表の円貨換算額に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合について

風力発電事業においては、当社グループは立地発掘のネットワークを拡充してきたことによって、各地の風況データ等に関するデータベースが既に構築されていること、風力発電所の建設管理や建設資金調達については、各分野での一流の経験者を採用していること、また、風力発電所の保守管理については、他社に先駆けて保守管理を専門とするイオスエンジニアリング&サービス(株)を設立済みで、海外の風力発電所で保守管理業務を経験したスタッフも採用していることなどから、現時点で競合他社に対して優位性を有していると認識しておりますので、競合他社及び新規参入者とは差別化が図れると判断しております。

ただし、競争の激化により、当社グループが相対的な優位性を継続して維持できなくなる事態が発生することも考えられます。その様な事態に陥った場合には、当社グループの中長期的な業績の維持・拡大に影響を及ぼす可能性があります。また他の再生可能エネルギーが急速に普及し、風力発電の競争力が相対的に低下した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

スマートグリッドシステム事業については、当社グループが青森県の六ヶ所村二又風力発電所で開発した蓄電池制御技術をベースとしており、電力システムの安定性に影響を与えない蓄電制御技術として、世界最高水準の技術であると認識しております。ただし今後蓄電池制御技術の分野で競合他社が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新技術の出現について

現時点では再生可能エネルギーの中で風力発電は価格競争力があり、かつ大規模な開発可能性があると判断しております。ただし、今後風力以外の再生可能エネルギーの利用方法の革新的な技術が現れたり、再生可能あるいはエネルギー利用効率を著しく向上させる新技術が現れないとは限りません。

またスマートグリッドシステム事業において、当社グループの持つ蓄電池制御技術は優位性が高いと判断しておりますが、今後の新技術の出現によっては、当社グループが取り扱うメーカー、サービス、事業が技術的に優位性を保持する保証はありません。これら新技術の出現が急速に普及し、対応が遅れた場合には、当社グループの既存のサービスが陳腐化し市場を失い、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 資金調達について

風力発電所の開発、風力発電所への投資と運営に伴う収益を拡大するためには、その必要資金の調達が必要であります。外部からの資金調達と今後の内部留保によって、この資金を拠出する計画ですが、当社グループが必要な資金の資金源の確保のタイミングが遅れた場合には、新たな開発プロジェクトを遅らせなければならない可能性や、必要資金を確保できなければ、新たなプロジェクトへの取組みの断念等ビジネス・チャンスを追求できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

スマートグリッドシステム事業においては、風力発電所の開発に伴う資金調達パターンとは異なり、在庫資金としての調達やシステム販売先への代金回収までのファイナンス、外貨建てファイナンス等、ファイナンス形態が多岐にわたる可能性があります。ファイナンスになんらかの支障が発生した場合、当社グループの成長や将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、外部からの資金調達に際し、今後の市場金利の動向が当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 第7回及び第8回新株予約権について

当社は、風力発電所の開発資金や修繕資金等に充当することを目的として、平成26年2月12日開催の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当による第7回及び第8回新株予約権（行使価額修正選択権付）（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議し、同年2月28日に発行しております。

本新株予約権の行使価額は当初固定されていますが、平成26年2月28日以降、当社が、当社取締役会の決議により、各回号の本新株予約権を行使価額固定から行使価額修正条項に転換した場合には、転換後の行使価額の修正条項に基づき、行使価額の修正が行われます。なお、第7回新株予約権については、平成26年5月27日開催の当社取締役会において行使価額修正条項へと転換することを決議し、同日付で本新株予約権者に通知しております。これにより、第7回新株予約権については、平成26年5月28日より行使価額の修正が開始されております。

本新株予約権の目的である株式の総数は、3,500,000株となり、発行日時点の当社発行済株式総数15,046,500株を分母とする希薄化率は23.3%となることから、本新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、また株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。

また、本新株予約権については、その性質上、株価が長期的に当初行使価額を下回り、当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、当社が行使価額を修正した場合においても、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。このような状況が継続する場合には、当初の資金需要に沿った資金調達ができず当社グループの経営計画の遂行が困難になる可能性があります。

#### 当社グループの事業体制について

当社グループの従業員は、当連結会計年度末現在140名であり、組織としては未だ比較的小規模な体制であります。

今後の更なる事業拡大と業務量の増加に備え、従業員の育成、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を図る方針ですが、人材の確保及び内部管理体制の充実が思うように進められない場合、適切な組織的対応ができず、当社グループの業務効率や事業拡大に支障をきたす可能性があります。

#### 法的規制について

風力発電所の建設・運営に当たっては、電気事業法、建築基準法、航空法の規制を受けます。関連法規に基づき必要とされる許認可の取得又は届出は主に以下の通りであります。また、この他に、地方自治体によって制定された条例（騒音、景観等に関する規制）を遵守する必要があります。

(i) 電気事業法

特定電気事業者の供給条件（第24条）、保安規程の届出（第42条）、電気主任技術者選任の届出（第43条）、工事計画書の届出（第48条）、報告の徴収（第106条）

( ) 建築基準法

工作物確認の申請（第88条）

( ) 航空法

航空障害灯設置の届出（第51条）

( ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

また海外で事業展開を行う場合、各国ごとの法的規制を遵守、適合させる必要があります。事業を展開する各国での法的規制が改正された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

課徴金の納付命令勧告について

平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は当社が提出した第10期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）有価証券報告書の重要な事項につき虚偽の記載があるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金3億9,969万円の納付命令を発出するよう勧告を行っています。

また併せて、同日付で当社提出の第10期事業年度有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告があり、平成25年4月12日に関東財務局より平成25年4月19日までに有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう命ぜられました。そのため当社は当該提出命令に従い、平成25年4月19日付で第10期事業年度有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。

有価証券報告書の訂正命令については、当社として承服することができないため、平成25年4月18日付で東京地方裁判所に有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起いたしました。さらに、課徴金納付命令に関する審判手続においても、該当の有価証券報告書に関する公正な判断を求める方針であります。

現時点において判決が確定していないことから、当連結会計年度の連結財務諸表には課徴金納付による損失は反映していませんが、今後の訴訟及び審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループでは、当連結会計年度においては、営業利益1,266百万円、経常利益545百万円、当期純利益373百万円と黒字化したものの、前連結会計年度において、営業損失726百万円、経常損失1,299百万円を計上しております。また、資金繰りについては、返済期限を迎える借入金について、返済期限の延長を行うことについて取引金融機関よりご同意頂いております。

これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものの、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載は行っていません。

なお、当該事象を改善するための対応策については、第2「事業の状況」の7「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の（6）「継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載しております。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 電力の販売

契約会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
銚子屏風ヶ浦風力開発㈱ (連結子会社)	東京電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約書	自 平成25年3月31日 至 平成34年5月31日
銚子屏風ヶ浦風力開発㈱ (旧銚子小浜風力開発㈱) (連結子会社)	東京電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成15年9月17日 至 平成36年5月31日
日本風力開発㈱ (旧六ヶ所村風力開発㈱)	東北電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約書	自 平成24年12月1日 至 平成36年3月31日
㈱MJウィンドパワー市原 (連結子会社)	東京電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成16年3月9日 至 平成36年5月31日
南房総風力開発㈱ (旧館山風力開発㈱) (連結子会社)	東京電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成16年10月20日 至 平成36年11月30日
日本風力開発㈱ (旧大山ウィンドファーム㈱) (大山風力発電所)	中国電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成25年1月1日 至 平成38年5月31日
日本風力開発㈱ (旧渥美風力開発㈱)	中部電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成18年10月1日 至 平成38年8月31日
日本風力開発㈱ (旧大山ウィンドファーム㈱) (名和風力発電所)	中国電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成25年1月1日 至 平成39年9月30日
日本風力開発㈱ (旧大山ウィンドファーム㈱) (中山風力発電所)	中国電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成25年1月1日 至 平成39年9月30日
日本風力開発㈱ (東伯風力発電所)	中国電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成25年1月1日 至 平成39年9月30日
南房総風力開発㈱ (旧鴨川風力開発㈱) (連結子会社)	東京電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成19年4月16日 至 平成39年5月31日
日本風力開発㈱ (旧珠洲風力開発㈱) (珠洲第1風力発電所)	北陸電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約書	自 平成25年1月1日 至 平成39年8月31日
日本風力開発㈱ (旧珠洲風力開発㈱) (珠洲第2風力発電所)	北陸電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約書	自 平成25年1月1日 至 平成40年7月31日

契約会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
日本風力開発株式会社 (旧三浦ウィンドパーク株式会社)	東京電力株式会社	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成21年10月30日 至 平成29年6月30日
日本風力開発株式会社 (旧えりも風力開発株式会社)	北海道電力株式会社	風力発電による 売電	電力受給契約書	自 平成24年10月1日 至 平成28年12月31日
二又風力開発株式会社 (連結子会社)	プレミアムグリーンパワー株式会社 出光興産株式会社	風力発電による 売電	電力受給契約書の 一部改定契約書	自 平成24年11月13日 至 平成35年3月31日
二又風力開発株式会社 (連結子会社)	出光グリーンパワー株式会社 出光興産株式会社	風力発電による 売電	電力受給契約書の 一部改定契約書	自 平成24年11月13日 至 平成35年3月31日
二又風力開発株式会社 (連結子会社)	東北電力株式会社	風力発電による 売電	電力受給契約	自 平成25年1月1日 至 平成41年4月30日

## (2)蓄電池の代理店販売

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
日本風力開発株式会社 (当社)	日本碍子株式会社	日本	NAS電池	当社が、日本碍子株式会社の代理店となり、NAS電池の販売を行う。	自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日 以降1年毎の自動更新

## (3)吸収合併

当社は、平成25年10月22日開催の取締役会において、当社100%出資の連結子会社である六ヶ所村風力開発株式会社、渥美風力開発株式会社、三浦ウィンドパーク株式会社、大山ウィンドファーム株式会社、珠洲風力開発株式会社、えりも風力開発株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で吸収合併契約書を締結しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。



## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成26年6月20日）現在において当社グループが判断したものであります。将来の見通しに関する部分については、事業環境等の予想し得ない変化等により、実際とは大きく異なる可能性があります。

### （1）当連結会計年度の財政状態の分析

#### 流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、12,563百万円（前年同期比0.6%の減少）となりました。商品及び製品が増加した一方、現金及び預金が減少したことによるものであります。

#### 固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、41,108百万円（前期同期比14.5%の減少）となりました。主な減少の要因は、連結子会社であった吹越台地風力開発株式会社が持分法適用関連会社へ異動したことに伴って有形固定資産が減少したこと等によるものであります。

#### 流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、28,582百万円（前年同期比10.4%の減少）となりました。主な減少の要因は、短期借入金等の返済や、未払金の支払いによる減少等であります。

#### 固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、12,342百万円（前年同期比26.4%の減少）となりました。主な減少の要因は、社債の1年内償還予定への振替や、長期借入金の返済によるものであります。

#### 純資産の部

当連結会計年度末における純資産は12,746百万円（前年同期比5.8%の増加）となりました。主な増加の要因は、当連結会計年度において利益剰余金が増加したことや、少数株主持分の増加等によるものであります。

## (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

### 売上高

当連結会計年度における当社グループの売上高は8,207百万円（前年同期比30.6%の増加）となりました。主な増加の要因としましては、固定価格買取制度に基づく買取価格適用による売電価格の上昇が、当連結会計年度の期首から寄与したことや、連結子会社のイオスエナジーマネジメント㈱において太陽光発電所の監視システム装置販売が好調なこと、また連結子会社のイオスエンジニアリング&サービス㈱において当社グループ外に対する風力発電所の大規模修繕工事等の受注が増加したこと等によるものであります。

### 売上原価

当連結会計年度における売上原価は、5,234百万円（前年同期比2.6%の減少）となりました。主な減少の要因としましては、連結子会社であった吹越台地風力開発株式会社が持分法適用関連会社へ異動したことに伴って有形固定資産が減少したことにより減価償却費が減少したこと等によるものであります。

### 販売費及び一般管理費

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、1,707百万円（前年同期比4.3%の増加）となりました。主な増加の要因としましては、業務報酬等の変動費用等によるものであります。

### 営業利益

以上の要因により、当連結会計年度は1,266百万円の営業利益（前年同期は726百万円の営業損失）となり、改善が見られました。

### 営業外収益・営業外費用

当連結会計年度における営業外収益は、主に受取補償金の減少により516百万円（前年同期比26.1%の減少）となりました。一方で営業外費用は、主に支払利息の減少により1,237百万円（前年同期比2.7%の減少）となりました。

### 経常利益

以上の要因により、当連結会計年度は545百万円の経常利益（前年同期は1,299百万円の経常損失）となりました。

### 特別利益・特別損失

当連結会計年度における特別利益は、506百万円（前年同期比91.5%の減少）となりました。特別利益の主な内訳は、連結子会社の売却に伴う関係会社株式売却益218百万円、吹越台地風力開発株式会社の連結範囲の変動による持分変動利益249百万円、連結子会社の株式の追加取得に伴う負ののれん発生益24百万円であります。一方で、特別損失は251百万円（前年同期比57.7%の増加）となりました。特別損失の主な内訳は、連結子会社の事業計画の見直しによる固定資産の減損損失111百万円、過年度における有価証券報告書等の訂正関連費用として過年度決算訂正関連費用62百万円、平成25年3月期以前に譲渡した関係会社株式に関連した精算金等として関係会社株式売却精算損56百万円であります。

### 当期純利益

以上から、法人税、住民税及び事業税221百万円、法人税等調整額65百万円及び少数株主利益140百万円を減算した結果、当連結会計年度における当期純利益は373百万円（前年同期比90.3%の減少）となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

第2「事業の状況」の1「業績等の概要」の(2)「キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(4) 当社グループにおけるキャッシュ・フロー関連指標の推移

	第13期 平成24年3月期	第14期 平成25年3月期	第15期 平成26年3月期
自己資本比率(%)	6.6	14.9	18.0
時価ベースの自己資本比率(%)	14.6	29.1	19.2
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)	2,425.8	3,898.3	1,038.1
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	1.6	0.7	2.9

(注) 1. 各項目の算出根拠は下記の通りであります。

$$(1) \text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資産}} \times 100$$

$$(2) \text{時価ベースでの自己資本比率} = \frac{\text{株式時価総額}}{\text{総資産}} \times 100$$

$$(3) \text{キャッシュ・フロー対有利子負債比率} = \frac{\text{有利子負債}}{\text{キャッシュ・フロー}} \times 100$$

$$(4) \text{インタレスト・カバレッジ・レシオ} = \frac{\text{キャッシュ・フロー}}{\text{支払利息}}$$

2. いずれも連結ベースでの財務数値により計算しております。

3. キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。

4. 支払利息は、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

5. 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

6. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数により算出しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当該事項につきましては、「事業等のリスク」に詳細に記載しておりますのでご参照ください。

( 6 ) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループでは、当連結会計年度においては、営業利益1,266百万円、経常利益545百万円、当期純利益373百万円と黒字化したものの、前連結会計年度において、営業損失726百万円、経常損失1,299百万円を計上しております。また、資金繰りについては、返済期限を迎える借入金について、返済期限の延長を行うことについて取引金融機関よりご同意頂いております。

これらの状況から、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しておりますが、当該事象を改善するための以下の対応を進めてまいります。

収益基盤の安定化、収益力の強化へ向けた対応

( ) 新たな収益基盤の確立に向けた取り組み

平成25年11月11日付「子会社設立に関するお知らせ」のとおり風力発電所開発専門の子会社を設立いたしました。この開発子会社にて、固定価格買取制度に基づく経済産業省の設備認定を導入促進期間内に取得し、現在の買取価格(税抜22円/kWh)の適用を受けられるよう新規風力発電所開発を促進してまいります。開発子会社で開発を進める国内複数箇所の開発案件につきましては、他の企業等からの出資受け入れを進め、風力発電所の早期稼働を目指します。

なお、青森県六ヶ所村における吹越台地風力発電プロジェクトは、前田建設工業株式会社を割当先とする第三者割当増資を行い、前田建設工業株式会社との共同事業化を果たし、蓄電池併設型風力発電所としての早期稼働を目指し、現在建設工事を再開しております。

( ) 蓄電池設備の有効活用の推進及びNAS電池の販売促進

当社グループでは、「六ヶ所村風力発電所蓄電池増設による出力制御事業」が、平成25年3月に環境省の「平成24年度再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業」として採択され、環境省より補助金交付の決定を受けております。

六ヶ所村風力発電所では、平成27年3月期より大規模蓄電池の増設工事を開始し、増設工事完了後は非常時等の地元公共施設及び企業への地産地消型の電力供給など蓄電池の有効活用を目的とした実証モデル事業に取り組んでまいります。

この実証モデル事業を通して蓄電池の用途拡大を図り、蓄電池の有効活用を推進するとともに、電力需要の平準化を目的として活用が見込まれるNAS電池の国内外の電力会社や発電設備を有する事業者に向けた販売活動を促進し、収益源の多様化を図ってまいります。

現在、海外プロジェクトにおいては、電力安定化の為にグリッドへの蓄電設備導入に関して、NAS電池を利用したプランの提案及び検証を進めております。

( ) 事業運営コストの圧縮

収益基盤の改善を進めるために、グループの運営体制及び組織体制の見直しの検討を進めており、事業運営の効率化やグループ全体としての収益力の強化を進めるとともに、経費の削減に引き続き取り組み、事業運営コスト削減を徹底して行い収益力を高めてまいります。

資金繰りの安定化、財務体質の強化へ向けた対応

取引金融機関には、平成26年5月9日付の「借入金の返済期限延長に関する金融機関との同意のお知らせ」で公表しておりますとおり、当社グループは、平成27年1月末日に返済期限を迎える借入金について、平成27年4月末日までの返済期限の延長を行うことについて取引金融機関11社よりご同意頂きました。

今後につきましても引き続き、取引金融機関との協議を進めることにより中長期的な支援を得られるよう、努めてまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度において449百万円の設備投資を行いました。主な内訳としては、下記の通りであります。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

風力発電所開発にかかる主な設備投資

松前風力開発㈱	109百万円
掛川風力開発㈱	39百万円

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました六ヶ所村風力開発㈱、渥美風力開発㈱、三浦ウィンドパーク㈱、大山ウィンドファーム㈱、珠洲風力開発㈱及びえりも風力開発㈱は当社に吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。また、前連結会計年度において連結子会社でありました吹越台地風力開発㈱は、第三者割当増資に伴う持分減少により関連会社となったため、連結の範囲から除外し持分法の適用範囲に含めております。EOS Energy Singapore Pte. Ltd.は、清算終了のため、連結の範囲から除外しております。風力開発㈱は新規設立、八峰風力開発㈱は新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループは「再生可能エネルギー関連事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

## (1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	統括業務設備	21,759	-	-	18,098	39,858	32
東北本社 (青森県上北郡六ヶ所村)	統括業務設備	15,927	223	-	5,806	21,957	17
東伯発電所 (鳥取県東伯郡)	風力発電設備	104,955	1,836,024	-	74	1,941,055	-
六ヶ所村風力発電所 (青森県上北郡六ヶ所村)	風力発電設備	209,306	2,594,408	20,795 (16,534)	9,061	2,833,571	-
渥美風力発電所 (愛知県田原市)	風力発電設備	53,775	1,712,779	-	244,530	2,011,084	-
宮川公園風力発電所 (神奈川県三浦市)	風力発電設備	50	8,873	-	-	8,924	-
大山・名和・中山風力発電所 (鳥取県西伯郡)	風力発電設備	169,336	1,947,076	1,937 (755)	93	2,118,442	-
珠洲第1・第2風力発電所 (石川県珠洲市)	風力発電設備	1,012,717	5,059,548	-	944	6,073,210	-
えりも風力発電所 (北海道幌泉郡)	風力発電設備	-	22,342	-	-	22,342	-
六ヶ所スマートハウス (青森県上北郡六ヶ所村)	スマートハウス設備	289,400	10,083	31,092 (2,105)	8,120	338,697	-

(注) 1. 現在、当社営業所が1箇所ありますが、設備として記載すべき金額はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産及び建設仮勘定等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
銚子屏風ヶ浦風力開発㈱	銚子屏風ヶ浦・銚子 小浜 風力発電所 (千葉県銚子市)	風力発電 設備	2,470	261,055	-	15	263,541	-
㈱M Jウィンドパワー市原	市原発電所 (千葉県市原市)	風力発電 設備	187	90,280	-	-	90,468	-
二又風力開発㈱	六ヶ所村二又 風力発電所 (青森県上北郡 六ヶ所村)	風力発電 設備	6,385,226	6,313,755	249,100 (24,910)	2,392	12,950,474	2
南房総風力開発㈱	鴨川・館山 風力発電所 (千葉県鴨川市・ 館山市)	風力発電 設備	3,394	308,366	-	459,620	771,381	-

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産及び建設仮勘定等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

## (3) 在外子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具(千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
JWD Till-Moyland Windpark GmbH	本社 (ドイツザルツベル ゲン市)	風力発電 設備	-	70,196	-	-	70,196	-
JWD Rees Windpark GmbH	本社 (ドイツザルツベル ゲン市)	風力発電 設備	-	69,655	-	-	69,655	-
MITOS Windpark GmbH	本社 (ドイツザルツベル ゲン市)	風力発電 設備	-	208,290	-	-	208,290	-

(注) 在外子会社には、従業員はおりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

(注) 平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき100株の割合で分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しております。  
 当該株式分割に伴い、平成25年10月1日を効力発生日として発行可能株式総数を60,000,000株とする定款変更についても、平成25年5月20日開催の取締役会及び平成25年6月27日開催の第14回定時株主総会において決議しております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,074,500	15,164,500	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	15,074,500	15,164,500	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。  
 2. 平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき100株の割合で分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しております。



## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(平成16年6月28日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	367 (注)1	367 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,700 (注)2	36,700 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,763 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月26日から 平成26年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,763 資本組入額 882 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った場 合は原則として権利行使 不能(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、当社取締役会の承 認を要する(注)3	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2. 平成25年10月1日付にて普通株式1株につき100株とする株式分割を行い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

3. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(平成19年6月25日定時株主総会決議)(通常型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,162 (注)1	1,162 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	116,200 (注)2	116,200 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,262 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月11日から 平成29年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,262 資本組入額 1,131 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った場 合は原則として権利行使 不能(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、当社取締役会の承 認を要する(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2. 平成25年10月1日付にて普通株式1株につき100株とする株式分割を行い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

3. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

(平成21年6月23日定時株主総会決議)(株式報酬型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	10 (注)1	10 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000 (注)2	1,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月14日から 平成32年10月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,712 資本組入額 1,856 (注)2.3	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った場 合は原則として権利行使 不能(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、当社取締役会の承 認を要する(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2. 平成25年10月1日付にて普通株式1株につき100株とする株式分割を行い、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

3. 発行価格は、新株予約権の払込金額1株あたり3,711円と行使時の払込金額1円を合算しております。

4. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

## (平成21年6月23日定時株主総会決議)(通常型ストックオプション)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	954 (注)1	954 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	95,400 (注)2	95,400 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,537 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年1月30日から 平成31年1月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,537 資本組入額 1,269 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った場 合は原則として権利行使 不能(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、当社取締役会の承 認を要する(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2. 平成25年10月1日付にて普通株式1株につき100株とする株式分割を行い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

3. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

転換社債型新株予約権付社債  
(平成21年9月7日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	733,638 (注)1.2	733,639 (注)1.2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,089.2 (注)2	4,089.2 (注)2
新株予約権の行使期間	平成21年10月16日から 平成26年9月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,089.2円 資本組入額 2,045円 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	当社が社債につき期限の 利益を喪失した場合には 以後本新株予約権を行使 することはできないもの とする。また、各新株予 約権の一部行使はできな いものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、 会社法254条第2項本文 及び第3項本文の定め により、社債と新株予約 権のうち一方のみを譲渡 することはできない。ま た、本新株予約権付社債 の譲渡については、当社 取締役会の承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3
新株予約権社債の残高(百万円)	3,000	3,000

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本  
社債の金額の総額を当該行使の時に有効な転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満  
の端数を生ずるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性  
がある場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する)

また、当社株式の併合、合併、会社分割又は株式移転等の発生により転換価額の調整を必要とするとき  
にも必要な転換価額の調整を行う。

平成25年10月1日付にて普通株式1株につき100株とする株式分割を行い、新株予約権の目的となる株式  
の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価  
格及び資本組入額は調整されております。

転換価額は4,089.2円は、当社の平成26年2月12日開催の取締役会決議に基づき第三者割当による第7回  
新株予約権の発行による転換価額調整条項の適用に伴う調整後の転換価額であり、平成26年3月3日以  
降に適用されております。

(注) 3. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、乃至 の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権付社債の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債の社債部分に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限る。

交付する承継会社等の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の社債権者が保有する本社債に付された本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同様の経済的価値を、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行なったときに受領できるように、承継新株予約権付社債(承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債の社債部分に付したものをいう。以下同じ。)の転換価額を定め、(注)1. に準じて決定する。なお、当該組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、(注)2. に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日又は組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要となり、停止期間を指定した場合の当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。なお、本新株予約権の取得条項は定めない。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

第7回新株予約権（第三者割当）  
（平成26年2月12日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	17,220	16,320
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,722,000 （注）2	1,632,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額 1株当たり740円 （注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月3日から 平成28年3月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使 はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、当社取締役会の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は、以下のとおりです。

本新株予約権の目的である株式の総数は1,750,000株、割当株式数（（注）2に定義する。）は本新株予約権1個あたり100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（（注）3（2）に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、（注）2に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

行使価額の修正基準

当社は、平成26年2月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、新株予約権の行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額（本項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたりないものとする。以下同様とする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。以下同様とする。

なお、本新株予約権については、平成26年5月27日開催の当社取締役会において行使価額の修正を行うことを決議し、同日付で本新株予約権者に通知しております。これにより、第7回新株予約権については、平成26年5月28日より行使価額の修正が開始されております。

行使価額の修正頻度

当社が本項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降、新株予約権の行使期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。

行使価額の下限

下限行使価額は、当社普通株式1株当たり407円とする。但し、(注)3の規定を準用して調整される。

割当株式数の上限

1,750,000株(発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は11.6%)

本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

712,250,000円(本項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)

本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式総数は、1,750,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。但し、本項からにより割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

当社が(注)3の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)3(2)から(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)3(2)(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初740円とする。但し、行使価額は本項に定める修正及び本項に定める調整を受ける。行使価額の修正

当社は、平成26年2月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、新株予約権の行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、407円とする。但し、本項の規定を準用して調整される。

なお、本新株予約権については、平成26年5月27日開催の当社取締役会において行使価額の修正を行うことを決議し、同日付で本新株予約権者に通知しております。これにより、第7回新株予約権については、平成26年5月28日より行使価額の修正が開始されております。

行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$



(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 下記(4)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(c) 下記(4)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(e) 上記(a)乃至(c)の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(a)乃至(c)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) (a) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(b) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2)(e)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(c) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)(e)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

(a) 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(c) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、（注）2記載の株式の数で除した額とする。但し、（注）2乃至及び（注）3によって調整が行われることがある。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの内容

当社は割当先との間で、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。

当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を全ての回号の本新株予約権を通じて2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。

当社は、行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、割当先に対して書面にて、本買取契約に定められた条件が全て充足されている旨を誓約し、行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、対象となる本新株予約権の行使を請求することができ（以下「本件行使指示」といいます。）、割当先は、本件行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のどちらか短い期間（以下「行使義務期間」といいます。）に、指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消すことはできません。なお、政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含む。）、裁判所若しくは金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、又は割当先が法令、諸規則若しくは金融商品取引法及びその関係政省令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合には、行使義務期間は延長されます。

割当先は、本新株予約権の回号毎に、ある回号が行使価額固定から行使価額修正条項付に転換された場合で、当社が要求したときは、20取引日（「株式購入保証期間」）以内に150,000,000円相当額の行使を行うこととされています。割当先は一度に又は複数回に分けて新株予約権を行使することができます。また、当社が要求した場合には、割当先は、さらに、当初の株式購入保証期間を含む3連続株式購入保証期間を上限として、各株式購入保証期間毎に150,000,000円相当の行使を行うものとされています。なお、複数の回号が同時に行使価額固定から行使価額修正条項付に転換された場合は、株式購入保証期間は1つの回号の本新株予約権のみに設定され、株式購入保証期間中に他の回号の本新株予約権が行使価額固定から行使価額修正条項に転換された場合は、当該他の回号の本新株予約権について株式購入保証期間は設定できません。また、上記の各20取引日の期間は下記のいずれかの条件を充足した場合は当該条件が継続する限り、中断され、かかる期間中、割当先は本新株予約権を行使する義務を負わないこととなります。

- ・東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の株価が、当該本行使価額修正条項付新株予約権の下限行使価額に1.1を乗じた額未満である場合
- ・東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の株価が、直前の取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の90%以下である場合
- ・いずれかの10連続取引日間の当社の普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成26年2月12日（なお、同日は含まない。）に先立つ10連続取引日間の当社の普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の45%を下回っている場合

上記の各株式購入保証期間は、これらの条件を全て充足しなくなった取引日の翌取引日から再開します。上記のように、本新株予約権の回号毎に、ある回号が行使価額固定から行使価額修正条項に転換された場合で、当社は当社が要求したときには、1回の株式購入保証期間において、150,000,000円の資金調達を行うことができ、さらに、当社が要求した場合には、当初の株式購入保証期間を含み3回の株式購入保証期間を上限として、各株式購入保証期間毎に150,000,000円、総額450,000,000円までの資金調達を受けられることとなります。但し、行使価額修正条項に転換された回号の本新株予約権の残存個数の範囲内での行

使が上限となります。そのため残存個数の行使による資金調達可能額が、各株式購入保証期間毎に150,000,000円相当額又は総額で450,000,000円相当額に満たない場合はこの限りではありません。

当社と割当先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等（東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等をいいます。）のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意しています。但し、当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除きます。

6. 当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

7. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

割当先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

8. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

第8回新株予約権（第三者割当）  
（平成26年2月12日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	17,500	17,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,750,000 （注）2	1,750,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額 1株当たり814円 （注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月3日から 平成28年3月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は、以下のとおりです。

本新株予約権の目的である株式の総数は1,750,000株、割当株式数（（注）2に定義する。）は本新株予約権1個あたり100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（（注）3（2）に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、（注）2に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

行使価額の修正基準

当社は、平成26年2月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、新株予約権の行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額（本項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。以下同様とする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。以下同様とする。

行使価額の修正頻度

当社が本項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降、新株予約権の行使期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。

行使価額の下限

下限行使価額は、当社普通株式1株当たり407円とする。但し、（注）3の規定を準用して調整される。

割当株式数の上限

1,750,000株（発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は11.6%）

本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

712,250,000円（本項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）

本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式総数は、1,750,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項からにより割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

当社が（注）3の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る（注）3（2）から（5）による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、（注）3（2）（e）に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初814円とする。但し、行使価額は本項に定める修正及び本項に定める調整を受ける。行使価額の修正

当社は、平成26年2月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、新株予約権の行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、407円とする。但し、本項の規定を準用して調整される。

行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 下記(4)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (c) 下記(4)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (e) 上記(a)乃至(c)の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(a)乃至(c)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) (a) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
(b) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2)(e)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
(c) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)(e)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数含まないものとする。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。  
(a) 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
(b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
(c) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額  
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加え

た額を、(注)2記載の株式の数で除した額とする。但し、(注)2乃至及び(注)3によって調整が行われることがある。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの内容

当社は割当先との間で、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。

当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を全ての回号の本新株予約権を通じて2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。

当社は、行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日(当日を除く。)までの期間中、割当先に対して書面にて、本買取契約に定められた条件が全て充足されている旨を誓約し、行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、対象となる本新株予約権の行使を請求することができ(以下「本件行使指示」といいます。)、割当先は、本件行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のどちらか短い期間(以下「行使義務期間」といいます。)に、指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消すことはできません。なお、政府、所轄官庁、規制当局(日本国外における同様の規制等当局を含む。)、裁判所若しくは金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、又は割当先が法令、諸規則若しくは金融商品取引法及びその関係政省令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合には、行使義務期間は延長されます。

割当先は、本新株予約権の回号毎に、ある回号が行使価額固定から行使価額修正条項付に転換された場合で、当社が要求したときは、20取引日(「株式購入保証期間」)以内に150,000,000円相当額の行使を行うこととされています。割当先は一度に又は複数回に分けて新株予約権を行使することができます。また、当社が要求した場合には、割当先は、さらに、当初の株式購入保証期間を含む3連続株式購入保証期間を上限として、各株式購入保証期間毎に150,000,000円相当の行使を行うものとされています。なお、複数の回号が同時に行使価額固定から行使価額修正条項付に転換された場合は、株式購入保証期間は1つの回号の本新株予約権のみに設定され、株式購入保証期間中に他の回号の本新株予約権が行使価額固定から行使価額修正条項に転換された場合は、当該他の回号の本新株予約権について株式購入保証期間は設定できません。また、上記の各20取引日の期間は下記のいずれかの条件を充足した場合は当該条件が継続する限り、中断され、かかる期間中、割当先は本新株予約権を行使する義務を負わないこととなります。

- ・東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の株価が、当該本行使価額修正条項付新株予約権の下限行使価額に1.1を乗じた額未満である場合
  - ・東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の株価が、直前の取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の90%以下である場合
  - ・いずれかの10連続取引日間の当社の普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成26年2月12日(なお、同日は含まない。)に先立つ10連続取引日間の当社の普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の45%を下回っている場合
- 上記の各株式購入保証期間は、これらの条件を全て充足しなくなった取引日の翌取引日から再開します。

上記のように、本新株予約権の回号毎に、ある回号が行使価額固定から行使価額修正条項に転換された場合で、当社は当社が要求したときには、1回の株式購入保証期間において、150,000,000円の資金調達を行うことができ、さらに、当社が要求した場合には、当初の株式購入保証期間を含み3回の株式購入保証期間を上限として、各株式購入保証期間毎に150,000,000円、総額450,000,000円までの資金調達を受けられることとなります。但し、行使価額修正条項に転換された回号の本新株予約権の残存個数の範囲内での行使が上限となります。そのため残存個数の行使による資金調達可能額が、各株式購入保証期間毎に150,000,000円相当額又は総額で450,000,000円相当額に満たない場合はこの限りではありません。

当社と割当先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等(東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等をいいます。)のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意しています。但し、当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除きます。

6. 当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
7. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
割当先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
8. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません



(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第7回新株予約権（第三者割当）

（平成26年2月12日取締役会決議）

	第4四半期会計期間 （平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで）	第15期 （平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで）
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	280	280
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	28,000	28,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	740	740
当該期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	20,720	20,720
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	-	280
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	-	28,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	-	740
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	-	20,720

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 （注）1	173	111,371	8,036	4,747,511	8,036	4,623,380
平成20年7月14日 （注）2	15,000	126,371	2,303,250	7,050,761	2,303,250	6,926,630
平成20年7月30日 （注）3	461	126,832	70,786	7,121,548	70,786	6,997,416
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 （注）1	263	127,095	26,669	7,148,217	26,669	7,024,086
平成21年11月25日 （注）4	20,000	147,095	2,363,450	9,511,667	2,363,450	9,387,536
平成21年12月17日 （注）5	3,000	150,095	354,517	9,866,185	354,517	9,742,053
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 （注）1	210	150,305	38,973	9,905,158	38,973	9,781,027
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 （注）1	140	150,445	12,279	9,917,438	12,279	9,793,306
平成25年4月1日～ 平成25年9月30日 （注）1	10	150,455	1,855	9,919,293	1,855	9,795,162
平成25年10月1日 （注）6	14,895,045	15,045,500	-	9,919,293	-	9,795,162
平成25年10月2日～ 平成26年3月31日 （注）1	29,000	15,074,500	12,411	9,931,705	12,411	9,807,574

（注）1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

- |       |          |
|-------|----------|
| 発行価格  | 323,700円 |
| 発行価額  | 307,100円 |
| 資本組入額 | 153,550円 |
| 払込金総額 | 4,606百万円 |
- 3.有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）  
割当先 三菱UFJ証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）
- |       |          |
|-------|----------|
| 発行価格  | 307,100円 |
| 資本組入額 | 153,550円 |
- 4.有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- |       |            |
|-------|------------|
| 発行価格  | 248,514円   |
| 発行価額  | 236,345円   |
| 資本組入額 | 118,172.5円 |
| 払込金総額 | 4,726百万円   |
- 5.有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）  
割当先 三菱UFJ証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）
- |       |            |
|-------|------------|
| 発行価格  | 236,345円   |
| 資本組入額 | 118,172.5円 |
- 6.普通株式1株につき100株の割合とする株式分割によるものであります。
- 7.平成26年4月1日以降、有価証券報告書の提出日前月末までに新株予約権の行使により、発行済株式総数が90,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ28,657千円増加しております。

## (6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	25	102	57	27	15,705	15,920	-
所有株式数 (単元)	-	810	4,979	25,237	7,970	353	111,384	150,733	1,200
所有株式数 の割合(%)	-	0.54	3.30	16.74	5.29	0.23	73.90	100	-

(注)平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき100株の割合で分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しております。

## (7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社西島製作所	大阪府高槻市宮田町1丁目1-8	631,000	4.19
出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目1-1	600,000	3.98
ザバンクオブニューヨーク ノントリーティー ジャスデック アカウント	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	353,652	2.34
株式会社日本製鋼所	東京都品川区大崎1丁目11-1	333,500	2.21
前田建設工業株式会社	東京都千代田区猿楽町2丁目8-8	324,000	2.15
塚脇 正幸	東京都千代田区	207,500	1.38
鬼頭 萬太郎	東京都世田谷区	206,700	1.37
三井造船株式会社	東京都中央区築地5丁目6-4	200,000	1.33
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8-33	180,000	1.19
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	170,400	1.13
計	-	3,206,752	21.27

## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,073,300	150,733	-
単元未満株式	1,200	-	-
発行済株式総数	15,074,500	-	-
総株主の議決権	-	150,733	-

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成16年6月28日定時株主総会決議)

決議年月日	平成16年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社の従業員 36 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。  
2. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。  
3. 平成25年10月1日付にて普通株式1株につき100株とする株式分割を行い、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

(平成19年6月25日定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社及び子会社の従業員 74 当社子会社の取締役 1 当社監査役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。  
2. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。  
3. 平成25年10月1日付にて普通株式1株につき100株とする株式分割を行い、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

## (平成21年6月23日定時株主総会決議)(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 2 当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。
2. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。
3. 平成25年10月1日付にて普通株式1株につき100株とする株式分割を行い、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

## (平成21年6月23日定時株主総会決議)(通常型ストックオプション)

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 49 当社関係会社の取締役 7 当社関係会社の従業員 75
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。
2. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。
3. 平成25年10月1日付にて普通株式1株につき100株とする株式分割を行い、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は調整されております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社の事業は、風力発電所の長期に亘る事業運営能力を源泉に、風力発電所の設備投資を行い、長期間の操業を通じて投資回収を図る事業と開発中の風力発電所案件の譲渡を行うとともに開発業務を受託する事業です。当社は、引き続き新たな成長に向けた設備投資や開発業務に投資を行い、企業価値向上を目指すこととしております。

株主の皆様への還元につきましては、当社事業の特徴を踏まえ安定した配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆様の利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としています。

当社は年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当連結会計年度においては、誠に遺憾ながら期末配当の実施は見送ることとさせていただき予定です。配当原資を確保していくことにより、早期の復配を目指してまいります。

## 4【株価の推移】

### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	468,000	272,000	214,500	149,600	95,000 1,025
最低(円)	220,900	36,150	62,100	48,750	58,500 614

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
2. 平成25年9月30日を基準日、同年10月1日を効力発生日として普通株式1株を100株に分割するとともに、単元株式数(売買単位)を100株としております。
3. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	1,025	957	865	987	789	775
最低(円)	614	745	717	780	683	653

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
2. 平成25年9月30日を基準日、同年10月1日を効力発生日として普通株式1株を100株に分割するとともに、単元株式数(売買単位)を100株としております。

## 5【役員の状況】

(1) 平成26年6月20日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長		稲川 泰弘	昭和19年1月1日生	昭和42年4月 通商産業省入省 平成7年6月 関東通商産業局長 平成8年6月 環境立地局長 平成9年7月 資源エネルギー庁長官 平成12年4月 日本政策投資銀行理事 平成14年6月 (株)IHI取締役 平成15年6月 (株)IHI取締役常務執行役員 平成22年7月 当社取締役副会長 平成23年6月 当社取締役会長就任(現任)	(注)2	17,800
代表取締役 社長		塚脇 正幸	昭和34年7月3日生	昭和58年4月 三井物産(株)入社 平成11年7月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成23年1月 イオスエナジー・マネジメント(株)代表取締役社長就任(現任) 平成25年11月 風力開発(株)代表取締役社長就任(現任)	(注)2	207,500
代表取締役 専務		小田 耕太郎	昭和37年6月20日生	昭和60年4月 (株)三菱銀行(現・(株)三菱東京UFJ銀行)入行 平成18年4月 当社入社 平成18年7月 当社管理部長 平成18年9月 当社常務執行役員管理本部長 平成19年6月 当社取締役 平成22年6月 当社代表取締役専務就任(現任) 平成26年3月 吹越台地風力開発(株)取締役就任(現任)	(注)3	12,200



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	開発本部 関連会社 担当	松島 聡	昭和38年9月5日生	平成6年11月 MBKエンタープライズ(株)入社 平成10年8月 ワスコールイーストリミテッド入社 平成11年7月 当社設立と同時に取締役就任(現任) 平成19年6月 二又風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 銚子屏風ヶ浦風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 鴨川風力開発(株)(現・南房総風力開発(株))代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 (株)MJウィンドパワー市原代表取締役社長就任(現任) 平成20年8月 胎内風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成21年6月 銭函風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成21年11月 松前風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成24年2月 掛川風力開発(株)代表取締役社長就任(現任)	(注)2	75,300
常勤監査役		石川 毅	昭和12年10月21日生	昭和36年4月 三井物産(株)入社 平成7年3月 MBKエンタープライズ(株)入社 平成12年12月 当社入社 平成13年3月 当社監査役就任(現任)	(注)4	31,000
監査役		小海 正勝	昭和16年3月2日生	昭和40年4月 弁護士登録 昭和43年4月 高田・小海法律事務所開設 平成15年6月 公益財団法人予防医学事業中央会監事(現任) 平成16年4月 中央大学法科大学院特任教授 平成18年6月 当社監査役就任(現任) 平成19年6月 高千穂交易(株)社外監査役(現任)	(注)5	1,000
監査役		藤原 俊雄	昭和21年1月6日生	昭和51年4月 神戸市外国語大学助教授 昭和58年4月 静岡大学人文学部法学科助教授 昭和63年10月 静岡大学人文学部法学科教授 平成17年4月 静岡大学大学院法務研究科教授 平成19年4月 明治大学法科大学院教授(現職) 平成22年7月 当社監査役就任(現任)	(注)6	-
計						344,800

- (注)1. 監査役 小海 正勝、藤原 俊雄は、社外監査役であります。  
2. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間  
3. 平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間  
4. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
5. 平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
6. 平成22年7月29日開催の定時株主総会(継続会)の終結の時から4年間

(2) 平成26年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役3名選任の件」及び「監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと当社の役員の状況は次のとおりとなる予定です。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載しております。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長		稲川 泰弘	昭和19年1月1日生	昭和42年4月 通商産業省入省 平成7年6月 関東通商産業局長 平成8年6月 環境立地局長 平成9年7月 資源エネルギー庁長官 平成12年4月 日本政策投資銀行理事 平成14年6月 (株)IHI取締役 平成15年6月 (株)IHI取締役常務執行役員 平成22年7月 当社取締役副会長 平成23年6月 当社取締役会長就任（現任）	(注) 2	17,800
代表取締役 社長		塚脇 正幸	昭和34年7月3日生	昭和58年4月 三井物産(株)入社 平成11年7月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成23年1月 イオスエナジー・マネジメント(株)代表取締役社長就任（現任） 平成25年11月 風力開発(株)代表取締役社長就任（現任）	(注) 2	207,500
代表取締役 専務		小田 耕太郎	昭和37年6月20日生	昭和60年4月 (株)三菱銀行(現・(株)三菱東京UFJ銀行)入行 平成18年4月 当社入社 平成18年7月 当社管理部長 平成18年9月 当社常務執行役員管理本部長 平成19年6月 当社取締役 平成22年6月 当社代表取締役専務就任（現任） 平成26年3月 吹越台地風力開発(株)取締役就任（現任）	(注) 3	12,200

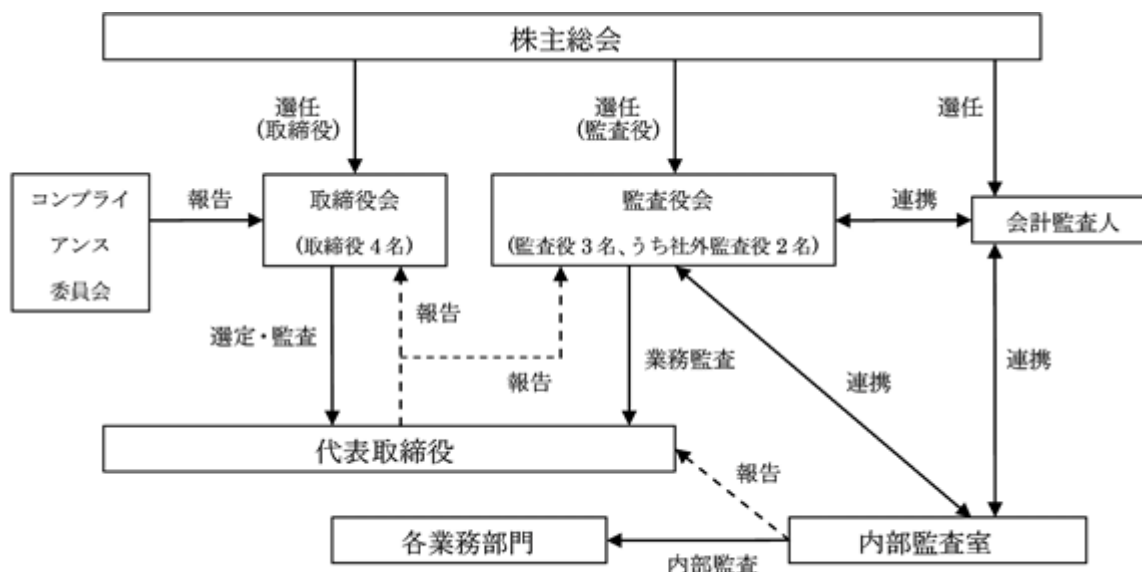
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	開発本部 関連会社 担当	松島 聡	昭和38年9月5日生	平成6年11月 MBKエンタープライズ(株)入社 平成10年8月 ワスコールイーストリミテッド入社 平成11年7月 当社設立と同時に取締役就任(現任) 平成19年6月 二又風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 銚子屏風ヶ浦風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 鴨川風力開発(株)(現・南房総風力開発(株))代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 (株)MJウィンドパワー市原代表取締役社長就任(現任) 平成20年8月 胎内風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成21年6月 銭函風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成21年11月 松前風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成24年2月 掛川風力開発(株)代表取締役社長就任(現任)	(注)2	75,300
常勤監査役		石川 毅	昭和12年10月21日生	昭和36年4月 三井物産(株)入社 平成7年3月 MBKエンタープライズ(株)入社 平成12年12月 当社入社 平成13年3月 当社監査役就任(現任)	(注)4	31,000
監査役		小海 正勝	昭和16年3月2日生	昭和40年4月 弁護士登録 昭和43年4月 高田・小海法律事務所開設 平成15年6月 公益財団法人予防医学事業中央会監事(現任) 平成16年4月 中央大学法科大学院特任教授 平成18年6月 当社監査役就任(現任) 平成19年6月 高千穂交易(株)社外監査役(現任)	(注)5	1,000
監査役		藤原 俊雄	昭和21年1月6日生	昭和51年4月 神戸市外国語大学助教授 昭和58年4月 静岡大学人文学部法学科助教授 昭和63年10月 静岡大学人文学部法学科教授 平成17年4月 静岡大学大学院法務研究科教授 平成19年4月 明治大学法科大学院教授(現職) 平成22年7月 当社監査役就任(現任)	(注)6	-
計						344,800

- (注) 1. 監査役 小海 正勝、藤原 俊雄は、社外監査役であります。  
 2. 平成26年6月25日開催予定の定時株主総会の終結の時から2年間  
 3. 平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間  
 4. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
 5. 平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
 6. 平成26年6月25日開催予定の定時株主総会の終結の時から4年間

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

平成26年6月20日（有価証券報告書提出日）現在の当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の基本的な考え及び内部統制システムの整備の状況については下記の通りであります。なお、平成26年6月25日開催予定の定時株主総会後においても記載に変更はありません。



#### コーポレート・ガバナンスの概要及び施策

当社は、変化の激しい経営環境にあって、当社業務に精通した取締役により迅速かつタイムリーな意思決定を実施していくことが、経営上の重要な課題の一つであると位置づけており、社外取締役は選任していません。一方で、取締役会には豊富な職務経験を有する監査役（3名中2名が社外監査役）が常に出席して、適法性及び妥当性の観点から意見を述べるとともに、社外取締役に求められる役割を含めた経営監視機能を果たしております。

当社のコーポレート・ガバナンスの施策として、イ．定例取締役会の開催、ロ．監査役会の開催、ハ．タイムリーディスクロージャー、ニ．コンプライアンス委員会の設置の4つの柱があります。

#### イ．定例取締役会の開催

当社の取締役会は、現在取締役4名によって開催されております。取締役会は毎月1回定例開催されております。加えて、同メンバーにて毎週経営会議も開催しており、経営陣の間で市場環境の変化と当社ポジションと課題に対する認識を常に共有し、迅速な経営判断ができる体制としております。

#### ロ．監査役会監査の強化

当社においては、監査の実効性を確保するため、独立性の高い社外監査役を選任しており、主に内部統制システムの確立の観点及び取締役会の意思決定の適正性の確保する観点から（うち1名は弁護士としての専門家の立場から）取締役会に出席して発言、助言を行っております。

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（2名とも社外監査役）の監査役で構成され、定期的で開催されております。なお、社外監査役が兼務している会社と当社との間に直接の取引はありません。

#### ハ．タイムリーディスクロージャーについて

タイムリーディスクロージャーについては、専門部署にて会社説明会、適時開示、及び機関投資家やアナリストへの個別ミーティングも随時開催する方針です。今後も当社グループの事業展開、及び経営成績については迅速、正確かつ積極的なディスクロージャーを行う予定であります。

#### ニ．コンプライアンス委員会の設置

取締役会の諮問機関として、コンプライアンス委員会を設置し、取締役、従業員のコンプライアンスに対する意識を高め、法令及び社会規範を遵守する企業風土の醸成と定着を図ります。

#### リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業経営に重要な影響をおよぼすリスクに対し迅速に対応するために、毎月1回の定例の取締役会の他に毎週取締役による経営会議も開催しております。当会議により、想定される企業のリスク回避及び、リスク発生時における対応能力等の向上等により、安定した経営の確保に努めております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査においては、内部監査室を設置し、内部監査室長を内部監査責任者としております。その他、内部監査担当者1名を別途選任しております。内部監査責任者は、監査計画に基づき各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について、監査を実施しております。代表取締役社長への結果及び改善事項報告並びに改善成果のレビューにより、監査の有効性を確保しております。

監査役監査については、上記ロに記載の通りであります。

また、内部監査室、監査役会、において後述する監査法人は、各々独立の立場で各監査を実施しておりますが、監査役・監査役会は内部監査結果について内部監査室から毎月1回の定例会議にて、会計監査人については定期的に意見を交換し相互連携を図っております。

#### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であり、各々当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係を有しておりません。

当社では、上記ロに記載している監査の実効性を確保する観点から、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、また豊富な実務経験や専門知識を有する社外監査役を選任する方針としております。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。当社取締役会には豊富な職務経験を有する監査役(3名中2名が社外監査役)が常に出席して、適法性及び妥当性の観点から経営の監視を行っており、上記ロに記載する監査役監査が実施されることにより、客観的立場からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと考えております。

#### 会計監査の状況

会計監査については、日之出監査法人との間で会社法監査及び金融商品取引法監査についての監査契約を締結しております。なお、当事業年度における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、星川明子、榎正規の2名であります。また、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士等8名です。

#### 役員報酬

イ.当事業年度における当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	113	113	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	6	6	-	-	-	1
社外役員	5	5	-	-	-	2

#### ロ.役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

#### ハ.使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

#### 二.役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の個々の報酬額は、株主総会において決議している限度額の範囲内で、取締役については経営環境等を考慮し取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対して財務政策等経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規程に基づき、取締役の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。

取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨、定款で定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役会の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、また、累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

中間配当の実施

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、「取締役の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

社外監査役との責任限定契約

当社は、社外監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令において規定する額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定めております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
 9銘柄 858,878千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
 前事業年度  
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
三井造船(株)	2,440,000	405,040	取引関係の強化
(株)日本製鋼所	440,000	220,440	取引関係の強化
(株)西島製作所	50,000	37,700	取引関係の強化

当事業年度  
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
三井造船(株)	2,440,000	531,920	取引関係の強化
(株)日本製鋼所	440,000	203,720	取引関係の強化
(株)西島製作所	50,000	63,650	取引関係の強化

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額  
 該当事項はありません。

## ( 2 ) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	42	-	90	-
連結子会社	1	-	-	-
計	43	-	90	-

(注) 当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬90百万円には、過年度決算の訂正に伴う、有価証券報告書等の訂正報告書に係る監査報酬が48百万円含まれております。

## 【その他重要な報酬の内容】

## (前連結会計年度)

当社の連結子会社である二又風力開発(株)は、有限責任監査法人トーマツの監査を受けており、監査証明業務に基づく報酬5百万円を支払っております。

## (当連結会計年度)

当社の連結子会社である二又風力開発(株)は、有限責任監査法人トーマツの監査を受けており、監査証明業務に基づく報酬5百万円を支払っております。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について日之出監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。



## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1 4,505,103	1 3,166,478
売掛金	1,282,524	1,354,142
商品及び製品	3,726,278	1 5,510,817
仕掛品	9,488	8,347
原材料及び貯蔵品	203,057	260,253
繰延税金資産	11,647	44,414
その他	2,901,696	2,219,086
流動資産合計	12,639,797	12,563,539
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	10,978,125	10,521,342
減価償却累計額	2,119,603	2,245,502
建物及び構築物(純額)	1, 3 8,858,521	1, 3 8,275,839
機械装置及び運搬具	34,760,382	27,304,189
減価償却累計額	11,241,210	5,559,361
機械装置及び運搬具(純額)	1, 3 23,519,171	1, 3 21,744,827
工具、器具及び備品	177,957	199,328
減価償却累計額	109,947	109,063
工具、器具及び備品(純額)	1, 3 68,010	1, 3 90,265
土地	1, 3 449,949	1, 3 325,609
リース資産	56,932	63,416
減価償却累計額	35,121	46,419
リース資産(純額)	21,810	16,996
建設仮勘定	1 12,703,201	1 7,010,216
有形固定資産合計	45,620,664	37,463,755
無形固定資産	42,863	74,297
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1, 2 739,754	1, 2 1,138,503
長期貸付金	26,396	1, 2 1,193,036
繰延税金資産	559,043	455,319
その他	1,086,181	783,457
投資その他の資産合計	2,411,375	3,570,316
固定資産合計	48,074,904	41,108,370
資産合計	60,714,701	53,671,909

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	26,483	123,116
短期借入金	1 15,089,103	1 14,256,228
1年内返済予定の長期借入金	1 5,533,526	1 4,183,807
1年内償還予定の社債	500,000	3,000,000
未払金	1 8,563,067	1 6,065,961
未払法人税等	354,545	233,543
仮受金	1,293,733	571,792
その他	530,124	148,479
流動負債合計	31,890,583	28,582,929
固定負債		
社債	3,000,000	500,000
長期借入金	1 10,826,585	1 8,925,773
繰延税金負債	439,793	482,764
資産除去債務	2,099,886	2,138,052
その他	408,202	296,276
固定負債合計	16,774,468	12,342,867
負債合計	48,665,052	40,925,797
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,917,438	9,931,705
資本剰余金	9,793,306	9,807,574
利益剰余金	10,324,806	9,951,177
株主資本合計	9,385,938	9,788,102
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	32,586	54,608
繰延ヘッジ損益	305,682	220,709
為替換算調整勘定	13,683	15,850
その他の包括利益累計額合計	351,952	150,251
新株予約権	248,072	251,235
少数株主持分	2,767,591	2,857,024
純資産合計	12,049,649	12,746,111
負債純資産合計	60,714,701	53,671,909

## 【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	6,283,451	8,207,858
売上原価	5,374,072	5,234,056
売上総利益	909,379	2,973,802
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 1,636,073	<sup>1</sup> 1,707,234
営業利益又は営業損失( )	726,694	1,266,568
営業外収益		
受取利息	93,307	34,623
受取配当金	16,490	12,245
受取保険金	222,378	266,346
受取補償金	325,987	142,083
その他	40,860	61,120
営業外収益合計	699,024	516,419
営業外費用		
支払利息	1,190,125	1,049,621
持分法による投資損失	-	122,445
その他	81,238	65,220
営業外費用合計	1,271,364	1,237,288
経常利益又は経常損失( )	1,299,034	545,700
特別利益		
関係会社株式売却益	3,986,246	218,776
持分変動利益	-	249,103
受取損害賠償金	866,653	-
新株予約権戻入益	27,235	13,452
遅延損害金免除益	<sup>2</sup> 1,039,084	-
負ののれん発生益	-	24,674
特別利益合計	5,919,220	506,005
特別損失		
固定資産売却損	-	<sup>4</sup> 144
固定資産除却損	<sup>5</sup> 4,993	<sup>5</sup> 21,726
減損損失	<sup>6</sup> 28,571	<sup>6</sup> 111,276
過年度決算訂正関連費用	-	62,295
関係会社株式売却精算損	-	56,094
プロジェクト整理損失	37,416	-
遅延損害金	<sup>3</sup> 22,877	-
貯蔵品廃棄損	65,600	-
特別損失合計	159,459	251,537
税金等調整前当期純利益	4,460,726	800,168
法人税、住民税及び事業税	306,842	221,525
法人税等調整額	152,764	65,013
法人税等合計	459,607	286,538
少数株主損益調整前当期純利益	4,001,119	513,630
少数株主利益	139,049	140,001
当期純利益	3,862,070	373,629

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主利益	139,049	140,001
少数株主損益調整前当期純利益	4,001,119	513,630
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	12,176	87,194
繰延ヘッジ損益	201,573	109,687
為替換算調整勘定	19,911	40,632
その他の包括利益合計	7 209,308	7 237,514
包括利益	4,210,428	751,145
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,057,358	575,330
少数株主に係る包括利益	153,070	175,815

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	9,905,158	9,781,027	14,197,152	5,489,033
当期変動額				
新株の発行	12,279	12,279		24,558
当期純利益			3,862,070	3,862,070
連結範囲の変動			10,275	10,275
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	12,279	12,279	3,872,345	3,896,904
当期末残高	9,917,438	9,793,306	10,324,806	9,385,938

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	20,409	596,927	27,425	644,763	293,866	2,712,138	7,850,275
当期変動額							
新株の発行							24,558
当期純利益							3,862,070
連結範囲の変動							10,275
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,176	291,245	13,742	292,811	45,794	55,453	302,470
当期変動額合計	12,176	291,245	13,742	292,811	45,794	55,453	4,199,374
当期末残高	32,586	305,682	13,683	351,952	248,072	2,767,591	12,049,649

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	9,917,438	9,793,306	10,324,806	9,385,938
当期変動額				
新株の発行	14,267	14,267		28,535
当期純利益			373,629	373,629
連結範囲の変動				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	14,267	14,267	373,629	402,164
当期末残高	9,931,705	9,807,574	9,951,177	9,788,102

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	32,586	305,682	13,683	351,952	248,072	2,767,591	12,049,649
当期変動額							
新株の発行							28,535
当期純利益							373,629
連結範囲の変動							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	87,194	84,972	29,533	201,700	3,163	89,432	294,297
当期変動額合計	87,194	84,972	29,533	201,700	3,163	89,432	696,461
当期末残高	54,608	220,709	15,850	150,251	251,235	2,857,024	12,746,111

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	4,460,726	800,168
減価償却費	3,017,092	2,596,783
のれん償却額	22,857	1,000
受取利息及び受取配当金	109,798	46,868
受取保険金	222,378	266,346
受取補償金	325,987	142,083
支払利息	1,190,125	1,049,621
持分法による投資損益（は益）	-	122,445
新株予約権戻入益	27,235	13,452
関係会社株式売却損益（は益）	3,986,246	218,776
持分変動損益（は益）	-	249,103
負ののれん発生益	-	24,674
固定資産除却損	4,993	21,726
固定資産売却損益（は益）	-	144
減損損失	28,571	111,276
遅延損害金免除益	1,039,084	-
受取損害賠償金	866,653	-
遅延損害金	22,877	-
プロジェクト整理損失	37,416	-
過年度決算訂正関連費用	-	62,295
関係会社株式売却精算損	-	56,094
売上債権の増減額（は増加）	500,745	69,819
その他の流動資産の増減額（は増加）	897,527	623,013
たな卸資産の増減額（は増加）	215,460	21,359
前渡金の増減額（は増加）	190,205	68,967
仕入債務の増減額（は減少）	5,779	96,633
未払金の増減額（は減少）	35,657	63,651
その他の流動負債の増減額（は減少）	495,341	340,771
その他	348,630	20,540
小計	951,093	4,173,804
利息及び配当金の受取額	115,073	38,039
利息の支払額	1,349,164	1,038,186
補償金の受取額	1,192,640	142,083
法人税等の支払額	55,673	340,539
法人税等の還付額	43,144	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	897,114	2,975,201

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	43	14,021
定期預金の払戻による収入	526,300	-
有形固定資産の取得による支出	2,054,728	1,013,847
無形固定資産の取得による支出	7,163	16,462
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2 4,461,681	2 653
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	3 14,870
子会社株式の取得による支出	-	12,756
貸付金の回収による収入	2,947,516	851,609
貸付けによる支出	24,420	-
敷金及び保証金の差入による支出	639,166	21,182
国庫補助金の返納による支出	677,186	-
保険積立金の払戻による収入	-	52,205
投資その他の資産の増減額（ は増加）	324,866	7,659
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,207,924</b>	<b>196,332</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	2,522,340	832,875
長期借入れによる収入	-	25,463
長期借入金の返済による支出	6,363,437	3,312,835
リース債務の返済による支出	11,382	11,544
社債の発行による収入	-	500,000
社債の償還による支出	600,000	500,000
株式の発行による収入	6,000	20,721
新株予約権の発行による収入	-	24,430
配当金の支払額	36	35
少数株主への配当金の支払額	-	48,951
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,446,515</b>	<b>4,135,627</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,417	4,112
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	660,941	1,352,646
現金及び現金同等物の期首残高	3,195,582	3,856,523
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,856,523	1 2,503,877



【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17社

連結子会社名

銚子屏風ヶ浦風力開発(株)  
イオスエンジニアリング&サービス(株)  
EOS Energy Limited  
JWD Rees Windpark GmbH  
JWD Till-Moyland Windpark GmbH  
MITOS Windpark GmbH  
(株)M J ウィンドパワー市原  
二又風力開発(株)  
南房総風力開発(株)  
イオスエナジーマネジメント(株)  
胎内風力開発(株)  
エネルギー戦略研究所(株)  
銭函風力開発(株)  
松前風力開発(株)  
掛川風力開発(株)  
風力開発(株)  
八峰風力開発(株)

前連結会計年度において連結子会社でありました六ヶ所村風力開発(株)、渥美風力開発(株)、三浦ウィンドパーク(株)、大山ウィンドファーム(株)、珠洲風力開発(株)及びえりも風力開発(株)は当社に吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。また、前連結会計年度において連結子会社でありました吹越台地風力開発(株)は、第三者割当増資に伴う持分減少により関連会社となったため、連結の範囲から除外し持分法の適用範囲に含めております。EOS Energy Singapore Pte. Ltd.は、清算結了のため、連結の範囲から除外しております。

風力開発(株)は新規設立、八峰風力開発(株)は新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社名 吹越台地風力開発(株)

吹越台地風力開発(株)は第三者割当増資に伴う持分減少により関連会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない関連会社数 1社

会社名 (株)アイピーピー

(持分法適用の範囲から除いた理由)

連結純損益及び連結利益剰余金に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

商品及び製品

ア．通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

イ．通常の販売目的で保有する新エネルギー等電気相当量(RPS)

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 4～22年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

ヘッジ方針

金利スワップ

金利変動リスクをヘッジするために、金利スワップを利用することとし、ヘッジ手段である金利スワップは、ヘッジ対象である借入金の範囲内で行うこととしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、20年以内の期間における定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。なお、平成22年4月1日以降に発生した負ののれんについては、発生年度の収益として計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

#### 1. 概要

本会計基準等は、子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

#### 2. 適用予定日

平成28年3月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年3月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。

#### 3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において未定です。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

当連結会計年度において表示の見直しを行った結果、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「前渡金」(当連結会計年度105,783千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「前渡金」に表示していた211,746千円は「その他」として組替えております。

(追加情報)

(今後の状況)

平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は当社が提出した第10期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)有価証券報告書の重要な事項につき虚偽の記載があるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金3億9,969万円の納付命令を発出するよう勧告を行っております。

また併せて、同日付で当社提出の第10期事業年度有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告があり、平成25年4月12日に関東財務局より平成25年4月19日までに有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう命ぜられました。そのため当社は当該提出命令に従い、平成25年4月19日付で第10期事業年度有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。

有価証券報告書の訂正命令については、当社として承服することができないため、平成25年4月18日付で東京地方裁判所に有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起いたしました。この訴訟の結果に伴う連結財務諸表の取扱いについては慎重に検討する所存であります。

また、課徴金納付命令に関する審判手続においても、該当の有価証券報告書に関する公正な判断を求める方針であります。

訴訟及び審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性があります。現時点において判決等が確定していないことから、当連結会計年度の連結財務諸表には課徴金納付による損失は反映しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当連結会計年度 (平成26年3月31日)	
現金及び預金	2,926,477千円		2,536,244千円	
商品及び製品	-		1,819,233	
建物及び構築物	8,404,074	(8,401,660千円)	7,937,445	(7,935,317千円)
機械装置及び運搬具	19,618,695	(19,081,174千円)	19,960,817	(19,463,592千円)
工具、器具及び備品	12,759	(12,739千円)	12,581	(12,565千円)
土地	258,857	(258,857千円)	258,857	(258,857千円)
建設仮勘定	3,032,055		1,212,822	
投資有価証券	666,440		802,550	
計	34,919,359	(27,754,431千円)	34,540,551	(27,670,333千円)

(注) 上記のうち、()内書は工場財団抵当に供されている資産及び債務を示しております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当連結会計年度 (平成26年3月31日)	
短期借入金	14,921,937千円	(4,781,172千円)	14,140,424千円	(4,597,195千円)
1年内返済予定の長期借入金	5,489,388	(5,142,928千円)	4,183,807	(3,940,622千円)
未払金	3,526,053		1,442,446	
長期借入金	10,658,657	(9,581,697千円)	8,925,773	(7,888,490千円)
計	34,596,037	(19,505,798千円)	28,692,452	(16,426,308千円)

(注) 上記のうち、()内書は工場財団抵当に供されている資産及び債務を示しております。

関連会社の借入金に対して担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券	- 千円	259,635千円
長期貸付金	-	1,168,937
計	-	1,428,573

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	10,000千円	269,635千円
長期貸付金	-	1,168,937

3 圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
建物及び構築物	3,363,491千円	3,363,491千円
機械装置及び運搬具	8,264,822	8,264,822
工具、器具及び備品	6,494	6,494
土地	163,373	141,738

## (連結損益及び包括利益計算書関係)

## 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬	138,848千円	144,868千円
従業員給与	519,997	531,221
業務委託費	251,959	268,242
減価償却費	91,660	86,099
租税公課	59,484	61,191
支払手数料	127,475	56,850

## 2 遅延損害金免除益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
前連結会計年度に計上した遅延損害金のうち、金融機関との交渉の結果計上の必要がなくなったもの	1,039,084千円	- 千円
計	1,039,084	-

## 3 遅延損害金の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
金融機関等に対する返済の不履行により生じたもの	22,877千円	- 千円
計	22,877	-

## 4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
機械装置	- 千円	144千円
計	-	144

## 5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	- 千円	18,507千円
機械及び装置	4,827	2,683
工具、器具及び備品	-	168
その他	166	366
計	4,993	21,726

6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
イオスエナジーマネジメント㈱ (東京都港区)	-	のれん	28,571千円

当社グループでは、風力発電所を子会社単位で運営していることから、事業用資産については、原則として、子会社を基準としてグルーピングを行っております。

連結子会社のイオスエナジーマネジメント㈱において、オートデマンドコントローラー販売事業買収時に計上したのれんについて、将来キャッシュ・フロー予測に基づく回収可能性を検討した結果、のれんの未償却残高の全額を対象として減損損失を計上しました。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
松前風力開発㈱(東京都港区)	風力発電設備	建設仮勘定	111,276千円

当社グループでは、風力発電所を子会社単位で運営していることから、事業用資産については、原則として、子会社を基準としてグルーピングを行っております。

連結子会社の松前風力開発㈱において、事業計画の見直しを行った結果、将来キャッシュ・フローの獲得が困難と認められた建設仮勘定について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（111,276千円）として計上しました。

7 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	5,790千円	136,110千円
組替調整額		
税効果調整前	5,790	136,110
税効果額	17,966	48,915
その他有価証券評価差額金	12,176	87,194
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	201,573	109,687
組替調整額		
税効果調整前	201,573	109,687
税効果額		
繰延ヘッジ損益	201,573	109,687
為替換算調整勘定：		
当期発生額	19,911	40,632
その他の包括利益合計	209,308	237,514

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	150,305	140		150,445
合計	150,305	140		150,445

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加140株は、新株予約権の行使によるものであります。

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	転換社債型新株予約権付社債	普通株式	30	-	-	30	-
	平成14年7月 第1回新株予約権(注)1	-	-	-	-	-	-
	平成15年6月 第2回新株予約権(注)1	-	-	-	-	-	-
	平成16年6月 第3回新株予約権(注)1	-	-	-	-	-	-
	平成19年7月 第4回新株予約権(注)1	-	-	-	-	-	136,710
	平成21年10月 第5回新株予約権(注)1	-	-	-	-	-	11,135
	平成22年1月 第6回新株予約権(注)1	-	-	-	-	-	100,226
合計	-	30	-	-	30	248,072	

(注) ストック・オプションとして付与したものであります。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	150,445	14,924,055		15,074,500
合計	150,445	14,924,055		15,074,500

（注）普通株式の発行済株式総数の増加14,924,055株は、株式分割による増加14,895,045株及び新株予約権の行使による増加29,010株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	転換社債型新株予約権付社債	普通株式	3,000	-	-	3,000	-
	平成14年7月 第1回新株予約権（注）1	-	-	-	-	-	-
	平成15年6月 第2回新株予約権（注）1	-	-	-	-	-	-
	平成16年6月 第3回新株予約権（注）1	-	-	-	-	-	-
	平成19年7月 第4回新株予約権（注）1	-	-	-	-	-	132,161
	平成21年10月 第5回新株予約権（注）1	-	-	-	-	-	3,711
	平成22年1月 第6回新株予約権（注）1	-	-	-	-	-	91,323
	平成26年2月 第7回新株予約権 （注）2、3	普通株式	-	1,750,000	28,000	1,722,000	24,021
	平成26年2月 第8回新株予約権 （注）2、3	普通株式	-	1,750,000	-	1,750,000	17
合計	-	3,000	3,500,000	28,000	3,475,000	251,235	

（注）1.ストック・オプションとして付与したものであります。

2.新株予約権の目的となる株式の数の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3.新株予約権の目的となる株式の数の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4.当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記の株式数につきましては、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	4,505,103千円	3,166,478千円
預入期間が3か月を超える定期預金	648,579	662,600
現金及び現金同等物	3,856,523	2,503,877

2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

(前連結会計年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

株式の売却により銚子風力開発(株)、肥前風力発電(株)、平生風力開発(株)及び江差風力開発(株)が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	1,551,589千円
固定資産	11,859,709
流動負債	5,826,910
固定負債	6,863,511
その他	297,062
株式売却益	3,986,246
株式の売却価額	5,004,186
現金及び現金同等物	542,505
差引：売却による収入	4,461,681

(当連結会計年度 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 株式の取得により連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

(前連結会計年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(当連結会計年度 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

株式の取得により新たに八峰風力開発(株)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳、並びに株式の取得価額と取得による支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	177千円
固定資産	12,420
のれん	40,519
流動負債	12,617
株式の取得価額	40,500
現金及び現金同等物	129
未払金	25,500
差引：取得のための支出	14,870

4 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

リース取引関係の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

リース取引関係の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	4,505,103	4,505,103	-
(2)売掛金	1,282,524	1,282,524	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	663,180	663,180	-
(4)長期貸付金	-	-	-
(5)短期借入金	(15,089,103)	(15,089,103)	-
(6)未払金	(8,563,067)	(8,563,067)	-
(7)社債	(3,500,000)	(3,514,356)	14,356
(8)長期借入金	(16,360,112)	(16,370,640)	10,527

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しています。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	3,166,478	3,166,478	-
(2)売掛金	1,354,142	1,354,142	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	799,290	799,290	-
(4)長期貸付金	1,168,937	1,151,502	17,435
(5)短期借入金	(14,256,228)	(14,256,228)	-
(6)未払金	(6,065,961)	(6,065,961)	-
(7)社債	(3,500,000)	(3,500,170)	170
(8)長期借入金	(13,109,581)	(13,118,662)	9,081

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価について、市場価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を御参照下さい。

(4)長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5)短期借入金、(6)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債発行を新規に行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9)デリバティブ取引

注記情報「デリバティブ取引関係」を御参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	76,574千円	339,213千円
長期貸付金	-	24,098

非上場株式は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。長期貸付金は、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)長期貸付金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,505,103	-	-	-
売掛金	1,282,524	-	-	-
合計	5,787,627	-	-	-

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,166,478	-	-	-
売掛金	1,354,142	-	-	-
長期貸付金	-	-	-	1,168,937
合計	4,520,620	-	-	1,168,937

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	15,089,103	-	-	-	-	-
社債	500,000	3,000,000	-	-	-	-
長期借入金	5,533,526	1,594,516	1,470,174	1,488,869	1,543,870	4,729,154
合計	21,122,630	4,594,516	1,470,174	1,488,869	1,543,870	4,729,154

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	14,256,228	-	-	-	-	-
社債	3,000,000	500,000	-	-	-	-
長期借入金	4,183,807	1,492,526	1,505,573	1,548,431	1,394,244	2,984,996
合計	21,440,036	1,992,526	1,505,573	1,548,431	1,394,244	2,984,996

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	405,040	302,316	102,723
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	405,040	302,316	102,723
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	258,140	356,839	98,699
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	258,140	356,839	98,699
合計		663,180	659,155	4,024

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 76,574千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成26年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	595,570	355,596	239,973
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	595,570	355,596	239,973
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	203,720	303,558	99,838
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	203,720	303,558	99,838
合計		799,290	659,155	140,134

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 339,213千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

(1) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引	長期借入金	7,626,093	6,669,896	395,354

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引	長期借入金	5,160,270	4,322,312	285,666

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

当社グループの各社は退職給付制度を有しないため該当事項はありません。



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
特別利益の新株予約権戻入益	27,235千円	13,452千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権 (平成16年ストック・オプション)	第4回新株予約権 (平成19年ストック・オプション)	第5回新株予約権 (平成21年ストック・オプション)	第6回新株予約権 (平成22年ストック・オプション)
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社の従業員 36名 当社監査役 4名	当社取締役 2名 当社及び子会社の従業員 74名 当社子会社の取締役 1名 当社監査役 3名	当社取締役 5名 当社監査役 2名 当社執行役員 2名	当社従業員 49名 当社関係会社の取締役 7名 当社関係会社の従業員 75名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 150,000株	普通株式 34,000株	普通株式 149,700株
付与日	平成16年11月29日	平成19年7月11日	平成21年10月13日	平成22年1月29日
権利確定条件	当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。(但し、任期満了により退任した取締役、監査役は権利行使資格を喪失しない)	同左	同左	同左
対象勤務期間	平成16年11月29日から平成18年7月25日まで	平成19年7月11日から平成21年7月10日まで	平成21年10月14日から平成22年10月13日まで	平成22年1月30日から平成24年1月29日まで
権利行使期間	平成18年7月26日から平成26年6月27日まで	平成21年7月11日から平成29年6月24日まで	平成22年10月14日から平成32年10月13日まで	平成24年1月30日から平成31年1月29日まで

(注)株式数に換算して記載しております。また、当社は平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割を反映した株式数を記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第3回新株予約権 (平成16年ストック・オプション)	第4回新株予約権 (平成19年ストック・オプション)	第5回新株予約権 (平成21年ストック・オプション)	第6回新株予約権 (平成22年ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	36,700	118,200	3,000	98,400
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	2,000	-
失効	-	2,000	-	3,000
未行使残	36,700	116,200	1,000	95,400

## 単価情報

	第3回新株予約権 (平成16年ストック・オプション)	第4回新株予約権 (平成19年ストック・オプション)	第5回新株予約権 (平成21年ストック・オプション)	第6回新株予約権 (平成22年ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1,763	2,262	1	2,537
行使時平均株価 (円)	-	-	715	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	-	1,137	3,711	957

(注) 当社は平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割を反映した株式数及び価格を記載しております。

## 4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度に付与されたストックオプションまたは当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストックオプションはありません。

## 5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	32,258千円	29,379千円
税務上の繰越欠損金	-	30,992
その他	220	328
繰延税金資産(流動) 小計	32,479	60,700
評価性引当額	20,831	16,286
繰延税金資産(流動) 合計	11,647	44,414
繰延税金資産(固定)		
税務上の繰越欠損金	2,663,000	2,643,902
減価償却超過額	143,346	148,984
投資有価証券評価損	47,462	47,462
繰延ヘッジ損益	120,806	93,765
連結会社間内部利益消去	895,923	808,513
資産除去債務	652,939	730,646
その他	143,142	114,717
繰延税金資産(固定) 小計	4,666,621	4,587,992
評価性引当額	4,107,578	4,132,673
繰延税金資産(固定) 合計	559,043	455,319
繰延税金資産の合計	570,690	499,733
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に対応する除去費用	403,182	397,238
その他有価証券評価差額金	36,610	85,526
繰延税金負債の合計	439,793	482,764
繰延税金資産の純額	130,897	16,968

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1	0.4
住民税均等割	0.2	1.3
評価性引当額の増減	25.0	1.0
持分法による投資損益	-	5.8
持分変動損益	-	11.8
負ののれん発生益	-	1.2
その他	2.9	2.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.3	35.8

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結子会社との吸収合併)

風力発電業界においては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が制定され、平成24年7月1日より固定価格買取制度(以下、「本制度」という)がスタートしております。当社グループでは、全ての発電所について、本制度に基づく経済産業省の設備認定及び電力会社との契約切替が完了しており、風力発電所の売上高は大幅に増収となっております。

他方、当社においては、補助金政策が不透明になったことから風力発電機等の代理店販売を平成22年3月期より大幅に縮小し、当社単体の業績においては赤字を余儀なくされております。斯かる経緯により当社のビジネスモデルも変更することとなりましたが、本制度の導入により、売電事業が回復したことから、当社経営の健全化、資金繰りの安定化を図るべく当社100%出資の売電子会社を吸収合併することといたしました。

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	六ヶ所村風力開発株式会社 渥美風力開発株式会社 三浦ウィンドパーク株式会社 大山ウィンドファーム株式会社 珠洲風力開発株式会社 えりも風力開発株式会社
-----------	--

主要な事業の内容 風力発電事業

企業結合日

平成25年12月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、結合当事企業6社は解散いたしました。

結合後企業の名称

日本風力開発株式会社

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(開発資産の売却)

当社及び連結子会社である三浦ウィンドパーク株式会社において進めていた開発途上にある風力発電所開発資産について、経営資源を集約し、より効率的に開発を進めるため、連結子会社である風力開発株式会社に売却いたしました。

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

風力発電所開発に関する事業

企業結合日

平成25年11月29日

企業結合の法的形式

連結子会社である風力開発株式会社への事業譲渡

結合後企業の名称

変更ありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

事業分離

(子会社株式の売却)

新潟県胎内市において進めておりました胎内風力発電プロジェクトについて、他企業等からの出資受入を前提に、胎内風力開発株式会社の風力発電事業を新設分割により胎内ウィンドファーム株式会社に移転し、発電所の建設工事を進めておりましたが、出資受け入れの交渉の過程において、譲渡先から胎内ウィンドファーム株式会社の全株式を譲り受ける旨の申し入れがありました。当社にとりましても、有利子負債の圧縮や財務体質の強化が見込まれること、また、本件譲渡後も当社グループにおいて、胎内風力発電プロジェクトに関する開発業務や保守業務等の業務受託を受けられる契約を締結することから、売却することといたしました。

( 1 ) 事業分離の概要

分離先企業の名称及び事業の内容

JENホールディングス株式会社（事業の内容：電力・蒸気・再生エネルギーの生産、供給、販売）

分離した事業の内容

胎内ウィンドファーム株式会社（事業の内容：風力発電事業）

事業分離を行った主な理由

上記参照

事業分離日（株式譲渡日）

平成25年12月26日

法的形式を含む事業分離の概要

受取対価を現金とする株式譲渡

( 2 ) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 218,776千円

移転した事業に係る資産及び負債

流動資産	1,168,421	千円
固定資産	245,538	
資産合計	1,413,959	
流動負債	1,631,735	
固定負債	-	
負債合計	1,631,735	

( 3 ) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

当社グループは、再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

( 4 ) 当連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書に計上されている当該事業に係る損益の概算額

売上高	-	千円
営業利益	-	
経常損失（ ）	1,637	

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

風力発電設備用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から17年と見積り、割引率は1.83%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	2,886,938千円	2,099,886千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	44,689	38,166
資産除去債務の履行による減少額	-	-
連結除外による減少額	831,741	-
期末残高	2,099,886	2,138,052

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
東北電力(株)	1,630,120	再生可能エネルギー関連事業
北陸電力(株)	838,618	再生可能エネルギー関連事業
中国電力(株)	711,158	再生可能エネルギー関連事業

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
東北電力(株)	2,133,705	再生可能エネルギー関連事業
北陸電力(株)	1,272,164	再生可能エネルギー関連事業
出光グリーンパワー(株)	955,383	再生可能エネルギー関連事業
中国電力(株)	886,524	再生可能エネルギー関連事業

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 【関連当事者情報】

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	塚脇正幸	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接1.37	担保の受入	借入金に対する担保の受入(注)	117,300	-	-

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	塚脇正幸	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接1.37	担保の受入	借入金に対する担保の受入(注)	68,500	-	-

(注) 当社の銀行からの借入に対して担保提供を受けております。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	吹越台地風力開発(株)	東京都千代田区	505,000	風力発電による売電事業	(所有)直接40.0	役員の兼任 資金援助 商品の仕入	資金の貸付	1,168,937	長期貸付金	1,168,937
							商品の仕入	1,819,233	-	-

(注) 1. 吹越台地風力開発(株)は、当連結会計年度中に連結の範囲及び持分法適用の範囲に変動があったため、持分法適用関連会社に該当する期間の取引金額及び期末残高を記載しております。なお、資金の貸付に係る取引金額は期末残高を記載しており、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

3. 取引価格については、市場の取引実績を勘案し、協議のうえ決定しております。



## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1株当たり純資産額	600.48円	639.35円
1株当たり当期純利益金額	256.77円	24.83円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	256.75円	-円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度末 (平成26年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	12,049,649	12,746,111
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,015,663	3,108,260
(うち新株予約権)	(248,072)	(251,235)
(うち少数株主持分)	(2,767,591)	(2,857,024)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	9,033,985	9,637,851
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(株)	15,044,500	15,074,500

4. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	3,862,070	373,629
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	3,862,070	373,629
期中平均株式数(株)	15,041,100	15,047,159
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	800	-
(うち新株予約権(株))	(800)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の 数2,563個) 平成15年6月 第2回新株予約権 なお、権利行使期間終了に伴う権 利失効により、当連結会計年度末残 高はありません。 平成16年6月 第3回新株予約権 普通株式 36,700株 平成19年6月 第4回新株予約権 普通株式 118,200株 平成21年6月 第5回新株予約権 普通株式 3,000株 平成22年1月 第6回新株予約権 普通株式 98,400株	新株予約権6種類(新株予約権の 数37,213個) 平成16年6月 第3回新株予約権 普通株式 36,700株 平成19年6月 第4回新株予約権 普通株式 116,200株 平成21年6月 第5回新株予約権 普通株式 1,000株 平成22年1月 第6回新株予約権 普通株式 95,400株 平成26年2月 第7回新株予約権 普通株式 1,722,000株 平成26年2月 第8回新株予約権 普通株式 1,750,000株

(重要な後発事象)

1. 金融支援の同意

取引金融機関に対して、当社及び当社グループの状況や経営計画の進捗を説明し、平成27年1月末日に返済期限の到来する借入金について平成27年4月末日まで延長することについて平成26年5月9日までにご同意頂きました。

2. 新株予約権の権利行使及び行使価格の修正

当社が平成26年2月28日にマッコーリー・バンク・リミテッドに発行いたしました第7回新株予約権につき、平成26年4月1日から平成26年6月19日までの間に以下のとおりその一部が行使されております。

行使新株予約権個数	3,275個
交付株式数	327,500株
行使価額総額	193,308,500円
未行使新株予約権個数	13,945個
増加する発行済株式数	327,500株
資本金増加額	98,938,563円
資本準備金増加額	98,938,562円

また、当社は平成26年5月27日開催の取締役会において、第7回新株予約権について、以下のとおり行使価額修正条項付新株予約権へ転換することを決議致しました。

銘柄名	日本風力開発株式会社第7回新株予約権(第三者割当)
発行新株予約権数(潜在株式数)	17,500個(1,750,000株)
修正前行使価額	740円
修正後行使価額	行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額。 修正日とは、各行使価額の修正につき、第7回新株予約権の発行要項第16項(1)号に定める第7回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいいます。
行使価額の修正開始日	平成26年5月28日
修正開始日前日までに行使された新株予約権の数(交付株式数)	580個(58,000株)

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
日本風力開発(株)	第2回無担保社債	平成20年9月30日	100,000 (100,000)	-	1.27	なし	平成25年9月30日
日本風力開発(株)	第4回無担保社債	平成21年2月27日	400,000 (400,000)	-	0.88	なし	平成26年2月28日
日本風力開発(株)	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債(注)2	平成21年9月25日	3,000,000	3,000,000 (3,000,000)	1.00	なし	平成26年9月25日
日本風力開発(株)	第6回無担保社債	平成26年2月21日	-	500,000	2.50	なし	平成28年2月20日
計	-	-	3,500,000 (500,000)	3,500,000 (3,000,000)	-	-	-

(注) 1. ( )内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	4,089.2
発行価額の総額(千円)	3,000,000
新株予約権の行使により発行した 株式の発行価額の総額(千円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月16日 至 平成26年9月4日

(注) 新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。なお、平成25年10月1日付にて普通株式1株につき100株とする株式分割を行い、株式の発行価格は調整されております。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)
3,000,000	500,000	-	-	-

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	15,089,103	14,256,228	2.53	-
1年以内に返済予定の長期借入金	5,533,526	4,183,807	2.07	-
1年以内に返済予定のリース債務	10,500	7,679	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	10,826,585	8,925,773	2.59	平成27年4月～ 平成34年9月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	12,848	10,609	-	平成27年4月～ 平成30年3月
計	31,472,565	27,384,099	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,492,526	1,505,573	1,548,431	1,394,244
リース債務	5,958	3,289	1,361	-

(注) 上記長期借入金金額の一部は、ユーロ建てであり当期末のレートで円換算したものであります。

## 【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
借地契約に基づく 原状回復義務	2,099,886	38,166	-	2,138,052
合計	2,099,886	38,166	-	2,138,052

## (2)【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,558,339	2,701,371	5,431,548	8,207,858
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額( )(千円)	164,467	947,503	81,240	800,168
当期純利益金額又は四半期純損失金額( )(千円)	277,840	929,389	269,096	373,629
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )(円)	18.47	61.78	17.89	24.83

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )(円)	18.47	43.31	43.88	42.71

(注) 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1 673,521	1 1,337,360
売掛金	109,854	1 1,315,479
商品及び製品	3,731,828	1 5,500,632
仕掛品	629,746	96,796
原材料及び貯蔵品	256	56,011
前渡金	127,720	316,610
前払費用	38,032	175,033
未収収益	1,953,636	1,485,070
短期貸付金	1 13,006,986	1 7,247,733
未収入金	397,673	1 654,025
未収消費税等	47,513	22,900
その他	1,109,193	134,373
貸倒引当金	2,886,092	843,664
流動資産合計	18,939,872	17,498,363
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1 223,649	1 271,647
構築物	1 259,029	1 1,634,272
機械及び装置	1 2,181,575	1 14,082,813
工具、器具及び備品	8,636	1 28,990
土地	31,092	1 53,825
リース資産	18,701	16,084
建設仮勘定	8,755	252,877
有形固定資産合計	2,731,439	16,340,510
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	18,484	8,650
その他	20,644	22,831
無形固定資産合計	39,129	31,481
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1 722,768	1 858,878
関係会社株式	1 4,826,023	1 5,475,552
長期貸付金	1 6,000,100	1 3,143,611
長期前払費用	67,436	161,964
敷金	26,140	27,582
その他	318,815	497,949
貸倒引当金	481,572	19,744
投資その他の資産合計	11,479,711	10,145,793
固定資産合計	14,250,280	26,517,786
資産合計	33,190,153	44,016,150

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	1 10,192,592	1 14,161,816
1年内返済予定の長期借入金	1 1,545,396	1 3,281,868
1年内償還予定の社債	500,000	3,000,000
リース債務	8,193	6,675
未払金	152,849	231,713
未払費用	14,214	13,038
未払法人税等	219,032	56,702
設備関係未払金	4,183,014	3,795,137
前受金	79,554	17,130
その他	30,783	21,894
流動負債合計	16,925,631	24,585,976
固定負債		
社債	3,000,000	500,000
長期借入金	-	1 3,220,522
リース債務	11,844	10,609
繰延税金負債	90,920	361,982
債務保証損失引当金	101,332	9,492
資産除去債務	229,885	1,515,990
その他	-	123,436
固定負債合計	3,433,983	5,742,034
負債合計	20,359,614	30,328,010
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,917,438	9,931,705
資本剰余金		
資本準備金	9,793,306	9,807,574
資本剰余金合計	9,793,306	9,807,574
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,095,692	6,233,547
利益剰余金合計	7,095,692	6,233,547
株主資本合計	12,615,052	13,505,732
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	32,586	54,608
繰延ヘッジ損益	-	123,436
評価・換算差額等合計	32,586	68,828
新株予約権	248,072	251,235
純資産合計	12,830,538	13,688,139
負債純資産合計	33,190,153	44,016,150

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	605,873	3,432,810
売上原価		
商品期首たな卸高	3,750,056	3,731,828
当期商品仕入高	50,651	1,819,233
合計	3,800,708	5,551,061
その他払出高	2,337	1
商品期末たな卸高	3,731,828	5,500,632
差引商品売上原価	66,542	50,427
業務受託原価	335,267	2,044,300
売上原価合計	401,810	2,094,728
売上総利益	204,063	1,338,081
販売費及び一般管理費	2 1,750,172	2 1,302,238
営業利益又は営業損失( )	1,546,108	35,843
営業外収益		
受取利息	829,619	810,161
受取配当金	16,490	68,547
受取保険金	1,721	54,273
受取補償金	325,987	134,741
貸倒引当金戻入益	457,542	345,817
債務保証損失引当金戻入益	-	91,840
その他	12,002	33,325
営業外収益合計	1,643,363	1,538,708
営業外費用		
支払利息	314,827	474,930
社債利息	39,118	34,151
債務保証損失引当金繰入額	82,433	-
その他	72,789	68,830
営業外費用合計	509,168	577,913
経常利益又は経常損失( )	411,913	996,638
特別利益		
関係会社株式売却益	2,433,253	-
受取補償金	857,988	-
新株予約権戻入益	27,235	13,452
遅延損害金免除益	3 583,770	-
貸倒引当金戻入益	-	2,158,438
特別利益合計	3,902,248	2,171,890
特別損失		
固定資産売却損	-	144
固定資産除却損	4 4,816	4 21,726
過年度決算訂正関連費用	-	62,295
関係会社株式売却精算損	-	59,394
債権放棄損	-	198,577
抱合せ株式消滅差損	-	1,456,736
合併に伴う未実現利益修正損	-	454,139
関係会社株式評価損	73,945	-
プロジェクト整理損失	2,798	-
特別損失合計	81,560	2,253,013
税引前当期純利益	3,408,774	915,515
法人税、住民税及び事業税	187,632	24,145
法人税等調整額	4,800	29,225
法人税等合計	182,831	53,370
当期純利益	3,225,942	862,144



## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	9,905,158	9,781,027	10,321,634	9,364,551
当期変動額				
新株の発行	12,279	12,279		24,558
当期純利益			3,225,942	3,225,942
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	12,279	12,279	3,225,942	3,250,501
当期末残高	9,917,438	9,793,306	7,095,692	12,615,052

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	20,409	-	20,409	293,866	9,638,008
当期変動額					
新株の発行					24,558
当期純利益					3,225,942
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,176	-	12,176	45,794	57,971
当期変動額合計	12,176	-	12,176	45,794	3,192,530
当期末残高	32,586	-	32,586	248,072	12,830,538

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	9,917,438	9,793,306	7,095,692	12,615,052
当期変動額				
新株の発行	14,267	14,267		28,535
当期純利益			862,144	862,144
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	14,267	14,267	862,144	890,679
当期末残高	9,931,705	9,807,574	6,233,547	13,505,732

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	32,586	-	32,586	248,072	12,830,538
当期変動額					
新株の発行					28,535
当期純利益					862,144
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	87,194	123,436	36,242	3,163	33,078
当期変動額合計	87,194	123,436	36,242	3,163	857,601
当期末残高	54,608	123,436	68,828	251,235	13,688,139

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ 時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

ア．通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

イ．通常の販売目的で保有する新エネルギー等電気相当量（RPS）

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～46年
構築物	2～45年
機械及び装置	3～22年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4第1項に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2第1項に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3第1項に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。

(追加情報)

(今後の状況)

平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は当社が提出した第10期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)有価証券報告書の重要な事項につき虚偽の記載があるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金3億9,969万円の納付命令を発出するよう勧告を行っています。

また併せて、同日付で当社提出の第10期事業年度有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告があり、平成25年4月12日に関東財務局より平成25年4月19日までに有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう命ぜられました。そのため当社は当該提出命令に従い、平成25年4月19日付で第10期事業年度有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。

有価証券報告書の訂正命令については、当社として承服することができないため、平成25年4月18日付で東京地方裁判所に有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起いたしました。この訴訟の結果に伴う財務諸表の取扱いについては慎重に検討する所存であります。

また、課徴金納付命令に関する審判手続においても、該当の有価証券報告書に関する公正な判断を求める方針であります。

訴訟及び審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性があります。現時点において判決等が確定していないことから、当事業年度の財務諸表には課徴金納付による損失は反映しておりません。

(貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
現金及び預金	140,000	千円	971,857	千円
売掛金	-		811,954	
商品及び製品	-		1,819,233	
短期貸付金	8,709,546		4,743,185	
未収入金	-		202,195	
建物	6,603	(6,603千円)	72,902	(72,902千円)
構築物	100,820	(100,820千円)	1,477,188	(1,477,188千円)
機械及び装置	1,890,521	(1,890,521千円)	13,149,837	(13,149,837千円)
工具、器具及び備品	-		10,173	(10,173千円)
土地	-		9,757	(9,757千円)
投資有価証券	663,180		799,290	
関係会社株式	66,656		10,000	
計	11,577,329	(1,997,946千円)	24,077,575	(14,719,859千円)

(注) 上記のうち、()内書は工場財団抵当に供されている資産及び債務を示しております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
短期借入金	10,075,567	千円	14,140,424	(4,597,195千円)
1年内返済予定の長期借入金	1,545,396	(1,545,396千円)	3,281,868	(3,139,048千円)
長期借入金	-		3,220,522	(2,426,242千円)
計	11,620,963	(1,545,396千円)	20,642,816	(10,162,487千円)

(注) 上記のうち、()内書は工場財団抵当に供されている資産及び債務を示しております。

関係会社等の借入金に対して下記資産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
投資有価証券	3,260	千円	-	千円
関係会社株式	-		4,897,000	
長期貸付金	5,990,600		3,094,730	
計	5,993,860		7,991,730	

## 2 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	15,065,704千円	10,130,368千円
長期金銭債権	6,033,903	3,143,316
短期金銭債務	101,084	200,498

## 3 保証債務

次の関係会社等について、金融機関等からの借入、リース債務及び設備未払金に対し債務保証を行っておりません。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
銚子屏風ヶ浦風力開発(株) (借入債務)	80,300千円	銚子屏風ヶ浦風力開発(株) (借入債務) 41,100千円
大山ウィンドファーム(株) (借入債務)	1,738,400	二又風力開発(株)(借入債務) 6,426,050
六ヶ所村風力開発(株) (借入債務)	2,310,042	(株)MJウィンドパワー市原 (設備未払) 107,087
珠洲風力開発(株)(借入債務)	6,106,881	松前風力開発(株)(設備未払) 1,335,359
渥美風力開発(株)(借入債務)	1,203,920	イオスエンジニアリング & サービス(株)(借入債務) 136,261
二又風力開発(株)(借入債務)	8,029,033	
(株)MJウィンドパワー市原 (設備未払)	104,679	
松前風力開発(株)(設備未払)	3,885,791	
吹越台地風力開発(株) (設備未払)	705,820	
イオスエンジニアリング & サービス(株)(借入債務)	185,261	
計	24,350,129	計 8,045,858

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	239,395千円	1,286,448千円
仕入高	-	1,819,233
販売費及び一般管理費	88,396	75,440
営業取引以外の取引高		
受取利息及び受取配当金	828,850	864,950
支払利息	22,619	1,648
その他	457,603	2,584,289

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度10.7%、当事業年度25.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度89.3%、当事業年度74.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬	118,359千円	125,453千円
従業員給与	311,191	327,618
旅費交通費	38,958	38,126
業務委託費	305,901	311,862
減価償却費	78,280	66,184
地代家賃	67,341	64,519
租税公課	53,303	45,677
支払手数料	111,439	50,064
貸倒引当金繰入額	517,231	-

3 遅延損害金免除益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
前事業年度に計上した遅延損害金のうち、金融機関との交渉の結果計上の必要がなくなったもの	583,770千円	- 千円
計	583,770	-

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	- 千円	18,507千円
機械及び装置	4,649	2,683
工具、器具及び備品	-	168
リース資産	166	366
計	4,816	21,726

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式5,065,552千円、関連会社株式410,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式4,816,023千円、関連会社株式10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。



## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	12,156千円	15,616千円
貸倒引当金	1,200,235	307,718
投資有価証券評価損	47,462	47,462
税務上の繰越欠損金	1,051,709	1,854,460
減価償却超過額	34,103	81,686
関係会社株式評価損	565,447	68,584
資産除去債務	81,931	540,298
合併に伴う未実現利益修正	-	161,855
その他	252,452	150,465
繰延税金資産小計	3,245,498	3,228,148
評価性引当額	3,245,498	3,228,148
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	54,309	276,455
その他有価証券評価差額金	36,610	85,526
繰延税金負債合計	90,920	361,982
繰延税金負債の純額	90,920	361,982

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.3
住民税均等割	0.1	0.7
評価性引当額の増減	30.1	97.0
抱合株式処分差損	-	60.5
その他	2.7	3.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.4	5.8

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

1. 金融支援の同意

取引金融機関に対して、当社の状況や経営計画の進捗を説明し、平成27年1月末日に返済期限の到来する借入金について平成27年4月末日まで延長することについて平成26年5月9日までにご同意頂きました。

2. 新株予約権の権利行使

当社が平成26年2月28日にマッコーリー・バンク・リミテッドに発行いたしました第7回新株予約権につき、平成26年4月1日から平成26年6月19日までの間に以下のとおりその一部が行使されております。

行使新株予約権個数	3,275個
交付株式数	327,500株
行使価額総額	193,308,500円
未行使新株予約権個数	13,945個
増加する発行済株式数	327,500株
資本金増加額	98,938,563円
資本準備金増加額	98,938,562円

また、当社は平成26年5月27日開催の取締役会において、第7回新株予約権について、以下のとおり行使価額修正条項付新株予約権へ転換することを決議致しました。

銘柄名	日本風力開発株式会社第7回新株予約権(第三者割当)
発行新株予約権数(潜在株式数)	17,500個(1,750,000株)
修正前行使価額	740円
修正後行使価額	行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額。 修正日とは、各行使価額の修正につき、第7回新株予約権の発行要項第16項(1)号に定める第7回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいいます。
行使価額の修正開始日	平成26年5月28日
修正開始日前日までに行使された新株予約権の数(交付株式数)	580個(58,000株)

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物	223,649	89,206	18,507	22,701	271,647	48,939
	構築物	259,029	1,411,673	-	36,430	1,634,272	86,902
	機械及び装置	2,181,575	12,461,120	3,665	556,217	14,082,813	1,601,908
	工具、器具及び備品	8,636	30,960	168	10,437	28,990	22,279
	土地	31,092	22,732	-	-	53,825	-
	リース資産	18,701	6,484	-	9,100	16,084	35,591
	建設仮勘定	8,755	252,414	8,292	-	252,877	-
	計	2,731,439	14,274,592	30,633	634,887	16,340,510	1,795,621
無形固 定資産	ソフトウェア	18,484	1,765	366	11,232	8,650	77,169
	その他	20,644	7,703	5,252	264	22,831	5,317
	計	39,129	9,468	5,619	11,496	31,481	82,486

(注) 1. 当期増加額のうち、子会社6社の吸収合併による増加額が、次のとおり含まれております。

資産の種類	金額
建物	85,703千円
構築物	1,411,673千円
機械及び装置	12,309,644千円
土地	22,732千円
建設仮勘定	8,277千円

2. 当期減少額のうち、主なものは以下のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額	
建物	スマートグリッド用 蓄電池システムの除却	18,507千円

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,367,664	216,839	2,721,096	863,408
債務保証損失引当金	101,332	2,826	94,666	9,492

## ( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## ( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
端株の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.jwd.co.jp/jwdir.html">http://www.jwd.co.jp/jwdir.html</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

平成25年5月20日の取締役会決議により、効力発生日を平成25年10月1日として、1単元の株式数を100株とし、当社の株主は、単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないこととしております。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第14期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成25年4月19日関東財務局長に提出

事業年度（第10期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

平成25年5月15日関東財務局長に提出

事業年度（第11期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

事業年度（第12期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

事業年度（第13期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第14期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日関東財務局長に提出

(4) 内部統制報告書の訂正報告書

平成25年4月19日関東財務局長に提出

事業年度（第10期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

平成25年5月15日関東財務局長に提出

事業年度（第11期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

事業年度（第12期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

事業年度（第13期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

(5) 四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月14日関東財務局長に提出

（第15期第2四半期）（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月12日関東財務局長に提出

（第15期第3四半期）（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月12日関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書

平成25年7月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(7) 有価証券届出書（第三者割当による新株予約権証券の発行）及びその添付書類

平成26年2月12日関東財務局長に提出

(8) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成25年5月15日関東財務局長に提出

(第13期第1四半期)(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(第13期第2四半期)(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(第13期第3四半期)(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(第14期第1四半期)(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(第14期第2四半期)(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(第14期第3四半期)(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月20日

日本風力開発株式会社

取締役会 御中

日之出監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 星川 明子 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 榎 正規 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本風力開発株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本風力開発株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 追加情報に記載されているとおり、会社は、平成25年4月18日付で、東京地方裁判所に、有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起している。また、平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は課徴金3億9,969万円の納付命令を発出するよう勧告を行っている。訴訟及び課徴金納付命令に関する審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性があるが、現時点において判決等が確定していないことから、当連結会計年度の連結財務諸表には課徴金納付による損失は反映していない。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本風力開発株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、日本風力開発株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

日本風力開発株式会社

取締役会 御中

### 日之出監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 星川 明子 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 榎 正規 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本風力開発株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本風力開発株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 追加情報に記載されているとおり、会社は、平成25年4月18日付で、東京地方裁判所に、有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起している。また、平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は課徴金3億9,969万円の納付命令を発出するよう勧告を行っている。訴訟及び課徴金納付命令に関する審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性があるが、現時点において判決等が確定していないことから、当事業年度の財務諸表には課徴金納付による損失は反映していない。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。